

# 官報号外 平成二十八年五月十二日

## ○第一百九十回 衆議院会議録 第三十一号

平成二十八年五月十二日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十八年五月十二日

午後一時開議

第一 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等

に関する法律の一部を改正する法律案

(財務金融委員長提出)

第二 国立大学法人法の一部を改正する法律案

(内閣提出 参議院送付)

第三 海上交通安全法等の一部を改正する法律

案(内閣提出 参議院送付)

第四 漁業經營に関する補償制度の改善のため

の漁船損害等補償法及び漁業災害補償法

の一部を改正する等の法律案(内閣提

出、参議院送付)

第五 平成二十六年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各府所管使用調書(その1)

(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会、内

閣提出)

第六 平成二十六年度一般会計予備費使用

総調書及び各省各府所管使用調書(その2)

(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会、内

閣提出)

第七 平成二十六年度一般会計国庫債務負

担行為総調書(その1)

第八 障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律及び児童福祉法

の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 発達障害者支援法の一部を改正する法律

案(厚生労働委員長提出)

第十 電気事業者による再生可能エネルギー電

気の調達に関する特別措置法等の一部を

改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

国家公務員倫理審査会委員任命につき同意を求

めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を

求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を

求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を

求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を

求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を

求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を

求めるの件

日程第四 漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会、内閣提出)

日程第六 平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会、内閣提出)

日程第七 平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

日程第八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 発達障害者支援法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 午後一時一分開議  
午後一時一分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

国家公務員倫理審査会委員任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力委員会委員に中西友子君を、  
日本放送協会経営委員会委員に上田良一君を、  
労働保険審査会委員に木村亨君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決りました。

〔賛成者起立〕

も同意を与えることに決まりました。

次に、  
社会保険審査会委員に瀧澤泉君を  
任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、同意を与えることに決まりました。

よつて、同意を与えることに決りました。  
つき、酒類製造業者または酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意しつつ、酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとしております。また、その基準を遵守しない酒類製造業者等に對して、指示、公表、命令をすることができる、命令違反に対しては、免許の取り消しができること等としております。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。文部科学委員長谷川弥一君。

〔谷川弥一君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○谷川弥一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、世界最高水準の教育研究活動を展開すること我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るため、指定国立大学法人制度を創設するとともに、全ての国立大学法人等の財政基盤の強化を図るために措置を講ずるものであります。

（略）

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日鶴文部科学大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

五月十一日、質疑を行い、討論、採決の結果、本

案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

本案は、去る五月十日、財務金融委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案として採決いたしました。

本案は、去る五月十日、財務金融委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案として採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

本案は、酒税の保全及び酒類業組合等に関するとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るために、所要の改正を行おうとするもので、以下

その主な内容につきまして御説明申し上げます。

○議長(大島理森君) 日程第一、国立大学法人法

法律案(内閣提出、參議院送付)

第一に、財務大臣は、酒類に関する公正な取引

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

（賛成者起立）

劳働保険審査会委員に品田充儀君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告とのとおり可決いたしました。

（賛成者起立）

劳働保険審査会委員に品田充儀君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告とのとおり可決いたしました。

（賛成者起立）

劳働保険審査会委員に品田充儀君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告とのとおり可決いたしました。

（賛成者起立）

官 報 (号 外)

日程第三 海上交通安全法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出 参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第二、海上交通安全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長谷公一君。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷公一君登壇〕

○谷公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、非常災害時における海上交通機能の維持、また、平時ににおける安全かつ効率的な船舶交通の確保を図るために必要な措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、非常災害発生時における、海上保安庁長官による船舶に対する移動命令の制度創設など特例措置を講じること、

第二に、航行に際し、海上交通センターと各港の長に対し別々に行っている事前通報を海上交通センターに一本化すること、

第三に、航路標識の設置に関する許可基準等を明確化し、簡易なものについて届け出制とするこ

となどであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月九日本委員会に付託され、十日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日、質疑を行ない、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

う等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月六日参議院から送付され、五月九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十日森山農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔松木けんこう君登壇〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

行為総調書(その1)、右三件を一括して議題とい

たします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長

松木けんこう君。

日程第四 漁業經營に関する補償制度の改善

のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出 参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第四、漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○松木けんこう君 ただいま議題となりました三件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○松木けんこう君 ただいま議題となりました三件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、予備費の各件について申し上げます。

これららの各件は、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

まず、平成二十六年度一般会計予備費(その1)について、その使用事項は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費、普天間飛行場を移設して返還を受けるため必要となる施設の整備に必要な経費等計十三件で、その使用総額は一千二百六十三億円余であります。

次に、平成二十六年度一般会計予備費(その2)について、その使用事項は、訟務費の不足を補つために必要な経費二件、及び大雪に伴う道路事業に必要な経費の計三件で、その使用総額は四百十九億円余であります。

第二に、国庫債務負担行為について申し上げます。

国庫債務負担行為は、財政法の規定に基づき、災害復旧その他緊急の必要がある場合にあらかじめ予算において国会の議決を経た金額の範囲内で債務を負担する行為をなすものであり、事後国会に報告することとされています。

平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為(その1)は、提供施設移設整備に係るもの一件で、その額は五百四十五億円余であります。

日程第五 平成二十六年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会 内閣提出)

日程第六 平成二十六年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百八十九回国会 内閣提出)

日程第七 平成二十六年度一般会計国庫債務

負担行為総調書(その1)

○議長(大島理森君) 日程第五、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用

調書(その1)(承諾を求めるの件)、日程第六、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)、

委員会におきましては、これら各自につき去る四月二十八日麻生財務大臣から説明を聴取した後、昨一日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、平成二十六年度一般会計予備費(その1)及び平成二十六年度一般会計予備費(その2)はいずれも賛成多数をもつて承諾を与えるべきものと議決し、また、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為(その1)は賛成多数をもつて異議がないものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第五及び第六の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第八とともに、日程第九は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 発達障害者支援法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第八、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案、日程第九、発達障害者支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第八、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案、日程第九、発達障害者支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三に、保育所等訪問支援について乳児院等に入所している障害児に対象を拡大するなど、障害児通所支援を拡充すること等であります。

説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十二日に塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日参考人から意見を聴取し、昨日、政府に対して質疑を行った後、質疑を終局いたしました。

で、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、発達障害者支援法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、発達障害者支援法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、発達障害者の支援の一層の充実を図るために支障するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、重度訪問介護について入院時も一定の支援を可能とするとともに、新たな障害福祉サービスとして就労定着支援及び自立生活援助を設けること、

第二に、一定の高齢障害者が障害福祉サービスに引き続いだ介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を障害福祉制度により軽減できる仕組みを設けること、

○議長(大島理森君) これより採決に入れます。まず、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

日程第十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第十、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長高木美智代君。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第十、電気事業者によ

る再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措

置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長高木

美智代君。

〔本号末尾に掲載〕

〔高木美智代君登壇〕

○高木美智代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度について、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、所要の措置を講じるものであります。

(号外) 報 聞

その主な内容は、

第一に、発電事業者の事業計画について、その

実施可能性や内容等を確認した上で認定を行う制度を創設すること。

第二に、入札による買い取り価格の決定を可能とする等買い取り価格の決定方法の見直しを行うこと。

第三に、電力多消費事業者に対する賦課金減免制度について、減免の要件及び減免率の見直しを行うこと。

第四に、再生可能エネルギー電気の買い取り義務者を、小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更すること。

本案は、去る四月十九日、本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十二日に林経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十七日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、五月十一日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、日本共産党から、電気事業者の接続の請求に応じる義務に関する規定を維持すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聽取いたしました。次いで、討論、採決を行つた結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時三十二分散会

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十日、内閣から、社会保険審査会委員に瀧澤泉君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領しました。

（理事補欠選任）

一、去る十日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 泉 健太君(理事津村啓介君去る十

日理事辞任につきその補欠)

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君  
総務大臣 高市 早苗君

文部科学大臣 驚 売 嶋崎 浩君

厚生労働大臣 森山 恭久君

農林水産大臣 森山 裕君

経済産業大臣 林 幹雄君

国土交通大臣 石井 啓一君

国務大臣 島尻安伊子君

國務大臣 菅 義偉君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

（理事補欠選任）

一、去る十日、内閣から、社会保険審査会委員に瀧澤泉君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領しました。

議長の報告

官報(号外)

農林水産委員		辞任	井野 俊郎君	青山 周平君	補欠	農林水産委員	辞任	井野 俊郎君	青山 周平君	補欠
国土交通委員		辞任	大塚 道孝君	池田 周平君	金子万寿夫君	議院運営委員	辞任	大塚 道孝君	池田 周平君	金子万寿夫君
法務委員		辞任	橋本 英教君	宗清 皇一君	宗清 皇一君	法務委員	辞任	橋本 英教君	宗清 皇一君	法務委員
外務委員		辞任	門 辻 宮崎	門 辻 宮崎	門 辻 宮崎	外務委員	辞任	門 辻 宮崎	門 辻 宮崎	外務委員
井上 貴博君		菌浦健太郎君	貴博君	吉田 清人君	吉田 清人君	吉田 清人君	井上 貴博君	菌浦健太郎君	吉田 清人君	井上 貴博君
補欠		井上 貴博君	菌浦健太郎君	吉田 清人君	吉田 清人君	吉田 清人君	補欠	井上 貴博君	菌浦健太郎君	吉田 清人君
文部科学委員		辞任	門山 神山	船田 福井	小田原 宏哲君	文部科学委員	辞任	門山 神山	船田 福井	小田原 宏哲君
厚生労働委員		辞任	木村 宣弘君	吉田 元君	吉田 宣弘君	厚生労働委員	辞任	木村 宣弘君	吉田 元君	厚生労働委員
農林水産委員		辞任	永岡 桂子君	中川 康洋君	中川 康洋君	農林水産委員	辞任	永岡 桂子君	中川 康洋君	農林水産委員
裕之君		重義君	佐市君 宏哲君	佐市君 宏哲君	佐市君 宏哲君	裕之君	重義君	佐市君 宏哲君	佐市君 宏哲君	裕之君
工藤		助田 笠原	古川 滝戸	吉田 福井	木村 弥生君	工藤	助田 笠原	古川 滝戸	吉田 福井	木村 弥生君
藤井比早之君		藤井比早之君	井出 笠原	吉田 福井	吉田 福井	藤井比早之君	藤井比早之君	井出 笠原	吉田 福井	藤井比早之君
補欠		藤井比早之君	北村 誠吾君	吉田 福井	吉田 福井	補欠	藤井比早之君	北村 誠吾君	吉田 福井	吉田 福井
経済産業委員		辞任	穴見 陽一君	寺田 昭政君	寺田 昭政君	経済産業委員	辞任	穴見 陽一君	寺田 昭政君	経済産業委員
斎藤 大塚		辞任	階 佐々木	藤崎 富樫	藤崎 富樫	国土交通委員	辞任	階 佐々木	藤崎 富樫	国土交通委員
洋明君		高司君 雅弘君	隆博君 和生君	高井 前田	高井 前田	洋明君	高司君 雅弘君	隆博君 和生君	高井 前田	洋明君
勝沼 原田		武部 勝	中根 近藤	寺田 穴見	寺田 穴見	勝沼 原田	武部 勝	中根 近藤	寺田 穴見	勝沼 原田
榮明君		憲治君 新君	太郎君 政久君	本村賢一	本村賢一	榮明君	俊輔君 周平君	太郎君 政久君	本村賢一	俊輔君 周平君
決算行政監視委員		吉利 甘利明君	島田 佳和君	島田 佳和君	島田 佳和君	決算行政監視委員	辞任	吉利 甘利明君	島田 佳和君	決算行政監視委員
椎木		下地 幹郎君	喜信君 大平	下地 祝穎君	下地 祝穎君	椎木	下地 幹郎君	喜信君 大平	下地 祝穎君	椎木
保君		椎木	喜信君 大平	喜信君 大平	喜信君 大平	保君	椎木	喜信君 大平	喜信君 大平	保君
(特別委員辞任及び補欠選任)		沖繩及び北方問題に関する特別委員	下地 幹郎君	喜信君 大平	喜信君 大平	(特別委員辞任及び補欠選任)	沖繩及び北方問題に関する特別委員	下地 幹郎君	喜信君 大平	沖繩及び北方問題に関する特別委員
椎木		保君	椎木	喜信君 大平	喜信君 大平	椎木	保君	椎木	喜信君 大平	椎木
補欠		下地 幹郎君	保君	喜信君 大平	喜信君 大平	補欠	下地 幹郎君	保君	喜信君 大平	喜信君 大平
椎木		保君	保君	喜信君 大平	喜信君 大平	椎木	保君	保君	喜信君 大平	喜信君 大平

一、昨十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(議案提出)

一、去る十日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君外九名提出)

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

長提出)、昨十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

発達障害者支援法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案送付)

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君外九名提出)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出を参議院に送付した。

法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

(議案通知書受領)

一、昨十一日、参議院から、本院の送付した次の右の議案を提出する。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十八年度診療報酬改定にかかる薬剤服用歴管理指導料に関する質問主意書(鶴尾英一郎君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旅行業者の送客手数料に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る十日、ボルトガル語諸国共同体(CPLP)オブザーバー国としての世界戦略に関する質問主意書(松原仁君提出)

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

(酒税法一部改正)

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年五月十日  
提出者  
財務金融委員長 宮下 一郎

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

(酒税法一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第十二条第五号」を「第五号」を若しくは第六号に、「若しくは第二号の」を

若しくは第六号に、「若しくは第二号の」を取り消され、「に」、「許可を取り消されたことがある者」を「販売業免許を取り消され、「に」、「許可を取り消されたことがある者」を「許可を取り消された日から三年を経過するまでの者」に改め、同条第二号中「第二号

若しくは第五号」を「第二号、第五号若しくは第六号」、「若しくは第二号」を「第二号若しくは第四号」に改め、同条第七号中「昭和二十八年法律第七号」の下に「第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。」を加える。

第十二条第一号を加える。

六 酒類業組合法第八十四条第二項(酒税保全のための勧告又は命令)又は第八十六条の四公正な取引の基準に関する命令の規定による命令に違反した場合

第十四条に次の一号を加える。

四 酒類業組合法第八十四条第三項(酒税保全のための勧告又は命令)又は第八十六条の四公正な取引の基準に関する命令の規定による命令に違反した場合

第十五条に次の一号を加える。

五 財務大臣は、前項の指示に従わぬ酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

六 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

七 財務大臣は、前條第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な輸入が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

第八十六条の四 財務大臣は、前條第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な輸入が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令するこ

(公正な取引の基準)

第八十六条の三 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るために、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準(以下「公正な取引の基準」という。)を定めるものとす

る。

當たつては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意しなければならない。

2 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

5 財務大臣は、前項の指示に従わぬ酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

6 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

7 財務大臣は、前條第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な輸入が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令するこ

とができる。

第八十六条の八 中「財務大臣は」の下に「、第八十六条の二及び第八十六条の三を削り、同条の次に次の二条を加える。

第八十六条の八 中「財務大臣は」の下に「、第八十六条の二第一項の規定により公正な取引の

## 官 報 (号 外)

基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)」を加え、「又は」を「又は」に改め。

第八十六条の九第一項中「従事する者」の下に「であつて、酒類の販売業務に関する法令(酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、第九十三条において「私的独占禁止法」という)、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第一百九号)その他の財務省令で定める法令をいう。以下この条において同じ。)に係る研修(小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができると認めて指定したもののが行うものをいう。第六項及び第九項において單に「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」といふ)を受けたもの」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の四項を加える。

6 酒類小売業者は、第一項の規定により選任した酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせなければならない。

7 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

第九十一条第一項中「酒類販売業者」の下に「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

第九十三条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)」を「私的独占禁止法」に改める。

第九十四条第一項中「又は第八十四条第一項を「第八十四条第一項に改め、「命令」の下に「又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定(同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 公正取引委員会は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正な取引の基準に違反する事実があると思料するときは、財務大臣に対し、その事実を報告するものとする。

4 財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、不公平な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告するものとする。

第二条 財務大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新酒類業組合法」という)、第八十六条の三第一項及び第二項、第八十六条の八並びに第九十四条第一項の規定の例により、新酒類業組合法第八十六条の三第一項に規定する公正な取引の基準を定めることができる。

2 前項の規定により定められた公正な取引の基準は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)において新酒類業組合法第八十六条の三第一項の規定により定められたものとみなす。

(免許の取消し等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の酒税法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許を受けている者(次項において「酒類製造者等」という。)に対する第一条の規定による改正後の酒税法(次項において「新酒税法」という)第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しについては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 施行日前に酒類製造者等について相続(包括遺贈を含む。)があった場合における当該相続に係る相続人(包括受遺者を含む。)に対する新酒税法第十九条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守しないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

5 前項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に係り、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行前に実施された第二条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合

## 9

酒類小売業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

第九十一条第一項中「酒類販売業者」の下に「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

第九十三条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)」を「私的独占禁止法」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)

(酒類販売管理者の選任等に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧酒類業組合法第八十六条の九第四項の規定により酒類小売業者(同条第一項に規定する酒類小売業者をいふ。以下この条において同じ。)が財務大臣に届け出ている酒類販売管理者は、新酒類業組合法第八十六条の九第一項の規定による酒類販売管理者として選任されたものとみなす。

第六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二項に規定する酒類小売業者に対する新酒類業組合法第八十六条の九第九項の規定の適用については、施行日から第二項に規定する酒類販売管理者が同条第一項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日までの間は、同条第九項中「酒類販売管理者の氏名及び当該酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けた日」であるのは、「酒類販売管理者の氏名」とする。

(質問検査権に係る経過措置)

第六条 新酒類業組合法第九十一条第一項の規定

は、施行日以後に行う同項の規定による検査等

(報告の求め、質問、立入り又は検査をいう。

以下この条において同じ。)について適用する。

ただし、関係事業者(同項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者との事業に関して関係のある事業者をいう。)に対しては、同項の規定にかかわらず、施行日前に酒類

製造業者等(旧酒類業組合法第九十一条第一項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者をいう。)に対して行つた旧酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等及び当該検査等に関連して施行日以後に当該酒類製造業者等に対して行う新酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等に関連する検査等

は、行うことことができない。

(アルコール事業法の一部改正)

第七条 アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「同法第十二条第五号」を「第五号若しくは第六号」に、「若しくは第二号の」を「第二号若しくは第四号の」に改める。

(省令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令又は経済産業省令で定める。

#### 理由

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るために、財務大臣は、酒類に関する公正な取引につき酒類製造業者等が遵守すべき公正な取引の基準を定めるものとするとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者は、酒類の販売業務に係る法令に係る研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこととするほか、当該酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、当該研修を受けさせなければならぬこととする等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 国立大学法人法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月二十日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 大島 理森殿

国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の三」に、

「第五章 雑則(第三十四条の二—第三十七条)」を「第五章 指定国立大学法人(第三十四条の四—第三十七条)」に、

「第六章 雑則(第三十四条の二—第三十七条)」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七条 第三項中「第六項」の下に「及び第三十四

条の二」を加える。

第九条第三項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 文部科学大臣は、大学の運営に関する高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者を

いう。次項において同じ。)を評価委員会の委員に任命することができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。

一 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五百四十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十

五号)に規定する有価証券であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買

二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認め

て指定したものに限る。)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五百四十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による認定を

した後において、当該認定を受けた国立大学法

人等が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

### 第五章 指定国立大学法人

#### (指定国立大学法人の指定)

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを見込めるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができ

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大學生の業務運営の状況を踏まえなければならない。

#### (余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の八 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行なうことができる。

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定について、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは、「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対する出資を行うことができる。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条の五 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行ふ場合における当該指定国立大学法人に関する当該指定国立大学法人に関する

究活動の展開が相当程度見込まれる国立大學生法人を、その申請により、指定国立大学法人として指定することができるものとし、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評議委員会(以下「評議委員会」という)の意見を聴かなければならぬものとするとともに、当該指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないものとすること。

第三十四条の五 指定国立大学法人評議委員会は、その申請により、指定の申請をすることができる。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行なうことができるものとすること。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大學生の業務運営の状況を踏まえなければならないものとすること。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、2の(2)の認定を受けることなく2の(2)に規定する運用を行うことができるものとすること。

第三十四条の五 指定国立大学法人の役員の報酬、給与等の支給の基準に関する特例を設けるとともに、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇についても、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとすること。

第三十四条の五 評議委員会の委員への外国人の任命

第三十四条の五 文部科学大臣は、大学の運営に関する内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

### 附 則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定並びに次

条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第二条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第三条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第四条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第五条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第六条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第七条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第八条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第九条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第十条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第十一条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第十二条 この法律による改正後の国立大学法人法(次項において「新法」という)第三十四条の四第一項による指定(以下この条において「指定」という)を受けようとする国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請

をすることができる。

(指定国立大学法人の指定に関する準備行為)

第一 指定国立大学法人制度の創設

文部科学大臣は、世界最高水準の教育研

に、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならないものとすること。  
 2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の資産の有効活用を図るための措置  
 (一) 土地等の貸付け  
 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一层の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができるものとすること。

(二) 余裕金の運用の認定

国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものは、次の方法により、当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当する余裕金の運用を行うことができるものとすること。

- (1) 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買
- (2) 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。)
- (3) 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

3 その他  
 (一) 財務大臣との協議  
 文部科学大臣が1の(一)若しくは2の(一)の認可又は2の(一)の(2)の指定をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければなら

ないものとすること。

(二) 罰則

2の(一)に違反して業務上の余裕金を運用

(三) 附則

(一) この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとすること。ただし、1の(六)並びに4の(二)及び(三)は、平成二十八年十月一日から施行するものとすること。

(二) 指定国立大学法人の指定を受けようとして、当該指定国立大学法人は、この法律の施行前においても、指定の申請をすることができるものとするとともに、文部科学大臣は、当該申請があつた場合には、この法律の施行前ににおいても、指定することができるものとすること。

(三) 4の(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。

二 議案の可決理由  
 大学運営に関する国際的な水準を踏まえた高い次元の目標設定を行い、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図ることともに、全ての国立大学法人等が、地域や社会からの期待に応え、高い附加価値を生み出す教育研究活動を実施することができるよう、所有する資産の有効活用を通じ、経営力の強化を図るために、全般的な支援を行うこと。

三 指定国立大学法人制度が、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るために、全般的な支援を行うこと。

〔別紙〕  
 国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
 政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。  
 一 指定国立大学法人の指定に当たっては、申請から指定に至る過程を広く国民に明らかにすること。  
 たゞ、国立大学法人評議委員会における評議に当たっては、世界最高水準の教育研究活動を評議するための基準を明らかにするとともに、国立大学法人評議委員会の委員の選任基準等についても明確化・透明化すること。  
 二 指定国立大学法人が、世界最高水準の教育研究活動を展開できるよう、他の施策とも連携を図り、その環境整備を行うこと。特に、国際的に評価される人材を育成し、また、そのような人材を獲得するためには教育・研究条件の整備を図るよう積極的な支援を行うこと。

三 指定国立大学法人制度が、卓越した教育研究活動を展開することで我が国の学術研究と人材育成を牽引する国立大学法人の形成を図るために、全般的な支援を行うこと。

四 余裕金の運用対象範囲の拡大に伴い、資産が毀損するリスクが増大するおそれがあることに鑑み、運用を安全に行う体制が整えられていることを十分に確認すること。また、余裕金の運用等によつて自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人等の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。

五 地域のニーズに応じた人材育成や、地域社会の課題解決への貢献等、各地域において国立大学が果たしている役割の重要性に鑑み、産学官

の連携や大学間ネットワークの構築等、その機能強化に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。

六 大学改革を進めるに当たっては、国立大学のみならず、高等教育全体のグランダーデザインを示し、国民的コンセンサスが得られるよう努めること。

七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出が、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を始め、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

八 海上交通安全法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月八日

衆議院議長 山崎 正昭  
参議院議長 大島 理森殿

海上交通安全法等の一部を改正する法律  
(海上交通安全法の一部改正)

第一条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十九条の二・第二十九条の三)」を「第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第三十条・第三十一条)」に、「第三十二条・第三十五条」を「第八節 指定海域における措置(第三十二条・第三十三条)」を「第三十六条・第三十九条」に、「第三十四条・第三十九条」を「第四十条・第四十一条」に、「第三十二条・第三十五条」を「第四十七条・第五十条」に改める。

第二条 第二項第三号口中「行なつてゐる」を行つてゐるに改め、同条に次の二項を加える。

平成二十八年五月十一日 文部科学委員長 谷川 弥一  
衆議院議長 大島 理森殿

4 この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうするこれが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいう。

第二十四条第三項中第三十条第一項を「第三十六条第一項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。  
第三十三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第三章中同条を第三十九条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第三号中「第三十二条」を加え、同条第三号中「第三十条第六項又は第三十一条第一項」を「第三十六条第六項又は第三十七条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三十六条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第三号中「第三十条第六項」を「第三十六条第六項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三十六条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。(非常災害発生周知措置等)

第三十三条 上海保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに非常災害が発生した旨及びこれまであるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(以下「非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならぬ。

第三十五条 上海保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

二 当該指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、又は当該境界付近から退出することを命ずること。

三 当該指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退出することを命ずること。

四 第二十九条の二を第三十条とする。

### (港則法の一部改正)

第二条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のようにより改める。

1 「第三十七条の六」を「第四十八条」に、「第三十八条—第四十三条」を「第四十九条—第五十四条」に改める。

2 この法律において「指定港」とは、指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

3 この法律において「汽艇」とは、汽艇(汽艇を汽艇総トン数二十トン未満の汽船をいう。)に改め、同条第二項中「きつ水」を「喫水」に改め、同条に次の一項を加える。

「第三十七条の二中「又は第二十条第三項」を「第二十条第三項又は第三十五条规定の三」に改め、「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第三十六条第一項を「第三十七条の五」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条の二中「又は第二十条第三項」を「第二十条第三項又は第三十五条规定の三」に改め、「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第三十六条第一項を「第三十七条の五」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条の二中「又は第二十条第三項」を「第二十条第三項又は第三十五条规定の三」に改め、「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第三十六条第一項を「第三十七条の五」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条の二中「又は第二十条第三項」を「第二十条第三項又は第三十五条规定の三」に改め、「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十二条とし、第三十六条第一項を「第三十七条の五」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三六十条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三六十条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三六十条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十二条第一項中「第三十七条の五」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第六号中「第三十二条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三六十条规定の三」を第三十一条とし、第四十一条を第四十八条とす。

第三十五条 上海保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

二 その他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

三 第七条第一項中「雜種船を汽艇等に、「第八条第一項」を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書に改める。」

同条第一項中「雜種船」を「汽艇等」に、「けい船しよう」を「係船しよう」に改め、同条第二項及び第三項中「けい船中」を「係船中」に改める。

第九条の見出し中「けい留等」を「係留等」に改め、同条中「雜種船」を「汽艇等」に、「けい船浮標」を「係船浮標」に、「けい留」を「係留し」に、「妨となる虞」を「妨げとなるおそれ」に改める。

第十二条中「雜種船」を「汽艇等」に、「第三十条まで」を「第三十九条まで」に、「第三十七条の三」を「第四十一条」に改める。

第十八条中「雜種船」を「汽艇等」に改める。

第四十三条中「第三十九条第四号」を「第五十一条」に、「第四十一条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十四条とし、第四十二条を第五十三条とする。

第四十一条第二号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条中「第三十六条の二第二項(第三十七条规定)」を「第三十七条第二項(第四十三条规定)」を「第三十七条第二項(第四十三条)に改め、同条を第五十一條とする。

第三十九条第一号中「第三十六条の三第一項(第三十七条の五)」を「第三十八条规定」に改め、同条第三号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条规定」を「第三十七条第一項」に改め、同条第四号中「第三十九条第一項(第三十七条の五)」を「第四十三条」に改め、同条第五号中「若しくは第三十六条第二項」を「第三十六条第二項若しくは第三十八条规定」に、「第三十七条の五」を「第四十三条规定」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条第一号中「第三十七条の二第二項(第三十七条の五)」を「第四十条第二項第四十三条」に改め、同条第二号中「第三十七条の二第一項(第三十七条の五)」を「第四十条第一項(第四十条)第三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

条に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項に、「第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項」を「第三十七条第二項若しくは第三十六条第二項及び第三十八条第二項」に改め、同条第一項中「整とん」を「整頓」に改め、第七章中同条を第四十八条とする。

第三十七条の五中「第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二まで」を「第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条まで」に改め、同条を第四十三条とし、同条の三に次の見出し及び四条を加える。

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周知措置」という。)をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十六条において「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。

第三十九条第一号中「第三十六条の三第一項(第三十七条の五)」を「第三十八条规定」に改め、同条第三号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条规定」を「第三十七条第一項」に改め、同条第四号中「第三十九条第一項(第三十七条の五)」を「第四十三条」に改め、同条第五号中「若しくは第三十六条第二項」を「第三十六条第二項若しくは第三十八条规定」に、「第三十七条の五」を「第四十三条规定」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条第一号中「第三十七条の二第二項(第三十七条の五)」を「第四十条第二項第四十三条」に改め、同条第二号中「第三十七条の二第一項(第三十七条の五)」を「第四十条第一項(第四十条)第三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十九条规定とする。

第四十五条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にあ

(以下この条において「指定港内船舶」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職務に属させられた事項の一部を管区海上保安本部長に定めるところにより、管区海上保安本部長に

（以下この条において「指定港内船舶」という。）に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第三十七条の四を第四十二条とする。

第三十七条の三第一項中「雜種船」を「汽艇等」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

二 指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を取りしなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第三十六条の三の前見出しを削り、同条第二項第五号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条第三項中「第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法昭和四十七年法律第百十五号」第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法を次の各号に掲げる

2 指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わって第五条第二項及び第三項、第七条、三十三条第二項に規定する非常災害解除周知措置(以下この項において「非常災害解除周知措置」という。)をとるときは、あわせて、当該港非非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わって第五条第二項及び第三項、第七条、第十一条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第四十二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶 当該水路を「あわせて、当該各号に定める水路」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶 当該水路を航行した後、途中において寄港し、又

二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又

三 指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路

所の長に代わって同条において準用する第十一条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する管区海上保安本部の事務所長に代わって同条において準用する第十一条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行ふものとする。

(職権の委任)

第四十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に定めるところにより、管区海上保安本部長に

行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職権に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

第三十七条の三第一項中「雜種船」を「汽艇等」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第三十七条の四を第四十二条とする。

第三十七条の三第一項中「雜種船」を「汽艇等」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶 当該水路を航行した後、途中において寄港し、又

三 指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路

所の長に代わって同条において準用する第十一条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行ふものとする。

## 目次

中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの。当該水路第三十六条の三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

一 当該水路(海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。)を航行する予定時刻を変更すること(前項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定により第二項の規定による通報がされていない場合には、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること)。

二 当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に必要な措置を講ずること。

第三十六条の三を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「(船舶交通の制限等)」を付す。

第三十六条の二第一項中「附近」を「付近」に改め、同条を第三十七条とす。

(航路標識法の一部改正)

第三条 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則(第一条)
第二章 航路標識の設置及び管理
第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理(第二条)
第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理(第三条—第十一条)
第三節 雜則(第十五条・第十六条)
第三章 航路標識に係る行為の制限(第十七条—第二十一条)
第四章 雜則(第二十二条—第二十五条)
第五章 罰則(第二十六条—第三十条)
附則
第一章 総則
第一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中施設を「国土交通省令で定める施設」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。
第二章 航路標識の設置及び管理
第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理
第二条の前の見出し及び同条ただし書を削り、同条の次に次の節名を付する。
第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理
第三節 航路標識の設置及び管理
第三条及び第四条を次のように改める。
(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)
第三条 海上保安庁以外の者が航路標識(第十三条第一項に規定するものを除く。)を設置するときは、海上保安庁長官の許可を受けるなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 第六条(第十三条第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出しないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者を第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者
二 第四条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。
一 当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
二 当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとなるないものであることを。
三 当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
四 申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを変更することができる。
五 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する虚偽の陳述をした者
第六条の前の見出しを削り、同条中「第十九条第二項」を「第二十八条」とする。
第一条の規定を「第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令」に、「二万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十七条とし、第十五条を削る。
第十四条第一項中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、同条を第二十三条规定に、「二万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十二条」を「第二十二条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
七 第二十条の規定に違反した者
第十七条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。
2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部長に行わせることができる。

## (経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航路標識を設置した者

二 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

第三条第一項中「第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項」を「第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を「第十条第一項又は第十三条第六項」に、「同条第二項」を「第十条第二項又は第十三条第七項」に、「第十条第三項」を「第十九条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を「第十条第一項又は第十三条第六項」に、「同条第二項」を「第十条第二項又は第十三条第七項」に、「第十条第三項」を「第十九条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「受けたい」と思う金額」を「受けようとする見積額に改め、同項第三号中「決定しなければ」を「決定し、当該申請人に通知しなければ」に改め、同号後段を削り、同条第二項中「六箇月」を「六月」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条中「よし」を「汚し」に、「汚の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「けい留させて」を「係留させて」に改め、同条第三項中「汚の」を「おそれの」に改め、同条を第二十条とする。

## 第四章 雜則

第十三条第一項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「けい留させて」を「係留させて」に改め、同条第三項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条を第二十条とする。

## 第十一条第一項中「附近」を「付近」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「同様である」を「同様とする」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「虞の」を「おそれの」に、「引揚」を「引揚げ」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「虞が」を「おそれが」に改め、同条を第十七条とする。

第七条中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

## 第三章 航路標識に係る行為の制限

第六条中「廃止、位置の変更」を「位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第六条を第十五条とする。

第五条の見出しを「航路標識に事故が発生した場合の報告義務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の管理者は、その管理している」を「第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他事故が発生し、当該申請人が、その申請してある」を「第十条第一項の許可を受けた者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。

五 第十条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るために必要な措置をすべき規定に違反して、当該許可に係る航路標識を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

六 第十二条 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は取用することができる。

(許可の取消し)

第七条 第三条第一項の許可を受けた者は、それがに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

八 第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するよう當該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

九 第九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識に係る航路標識を管理しなければならない。

一 第十一条 第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けないで当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反した条件に違反したとき。

五 第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

六 第十三条 第二項の許可を受けた者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人は、当該許可を受けた者の地位を承継する)は、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

七 第十四条 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

八 第十五条 (海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

九 第十六条 第十三条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国沿岸水域を

平成二十八年五月十一日 衆議院会議録第三十一号 海上交通安全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

- 航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置、構造及び設備
- 四 航路標識の管理の方法
- 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第3号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。
- 5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができるものである。
- 一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反していると認めるとき。

- 7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。
- 8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者は相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

- 7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。
- 8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者は相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

- 7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。
- 8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者は相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。
- 7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。
- 8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者は相続人（相続人が二人以上ある場合は、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(報告徵収及び立入検査)

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交

海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

(報告徵収及び立入検査)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交

海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

官 報 (号 外)

第二十三條とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(非常災害時における緊急措置)

第二十二条 海上保安庁長官は、海上交通安全法昭和四十七年法律第百十五号)第三十三条

第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周知措置」といふ)をとつたときは、同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。)又は当該指定海域に隣接する指定港(港則法昭和二十三年法律第一百七十四号)第三条第三項に規定する指定港をいう。内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日  
二 第二条中港則法第三条第一項及び第二項並びに第七条から第九条までの改正規定、同法第十二条の改正規定(「難種船」を「汽艇等」に改める部分に限る。)並びに同法第十八条及び

第三十七条の三第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条及び次条の規定 平成一十九年四月一日

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第二十号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第三十六条の二第四項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。

にある船舶に対する停泊場所等の指定、移動の制限若しくは退去命令等の措置をとることができる。

ことができる。

トントン未満の汽船を汽艇とすること。

海上保安庁長官は、非常災害発生時、指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶に1の(1)と同様の情報を提供するものとし、当該船舶はその情報を聴取しなければならないこと。

海上保安庁長官は、非常災害発生時、特定期間に旧航路標識法第二条ただし書の許可を受けて航路標識(新航路標識法第十三条第一項に規定する航路標識に該当するものに限る。)を管理している者は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という。)に新航路標識法第三条第一項の許可を受けたものとみなし、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧航路標識法第二条ただし書の許可を受けて航路標識(新航路標識法第十三条第一項に規定する航路標識に該当するものに限る。)を管理している者は、第三号施行日に新航路標識法第十三条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 「雜種船」を「汽艇等」とし、総トントン数二十

(内閣提出 参議院送付)に関する報告書

海上交通安全法等の一部を改正する法律案

第三条 第三条附則第一項第二号に掲げる規定にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(政令への委任)

本案は、非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にあらざる船舶に對して海上保安庁長官が移動等を命ずることができるとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化すること、及び航路標識設置の許可手続を明確化すること等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 海上交通安全法の一部改正

(一) 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、当該船舶の名称その他の事項を通報しなければならないこと。

(二) 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指

定海域にある(一)の船舶に航行の安全を確保するため必要な情報提供するものとし、当該船舶はその情報を聽取しなければならないこと。

(三) 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指

定海域に進行してくる船舶の航行の制限若

しくは禁止又は指定海域及びその境界付近

3 航路標識法の一部改正

(一) 航路標識の設置に関する許可基準等を明確化することとも、簡易なものについて届出による標識設置を認めること。

(二) 海上保安庁長官は、非常災害発生時、指

定海域等に航路標識を設置する緊急の必要がある場合に限り、現場付近の船舶に対し、標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じること等ができる。

(三) この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から起算して二年を超えない範囲内において

政令で定める日から施行すること。

4 二 議案の可決理由

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に

対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができるとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十八年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿 公一

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月六日

衆議院議長 大島 理森殿

参議院議長 山崎 正昭

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一  
部を改正する等の法律

(漁船損害等補償法の一部改正)

第一条 漁船損害等補償法昭和二十七年法律第二十八号の一部を次のように改正する。

第一条中「補てんする」を「補填する」に改める。

第三条第一項中「(漁船の定義)」を削り、同条第四項中「てん補する」を「填補する」に、「又は」を「又」に改め、同条第五項及び第七項中「てん補する」を「填補する」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十三条及び第十五条第二項中「地域組合にあつては」を削る。

第十六条第三項中「設定」を「作成」に改める。

第十八条第一項中「申請」を「規定による申請」に改め、同項に次の一号を加える。

三 保険金の支払に充てることのできる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

第二十一条第一項第六号中「積立」を「積立て」に改める。

第二十二条第一項中「の定める」を「で定める」に改め。

第二十三条中「の定める」を「で定める」に改め。

第二十四条第一項中「三箇月前」を「三月前」に改める。

第二十五条第一項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条第一項中「一箇」を「一個」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「定款の」を「定款で」に改める。

第三十条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第三十一条第三項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め。

第三十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め。

第三十三条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め。

第三十四条第一項中「且つ」を「かつ」に改め。

第三十五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第三十六条第一項中「一箇月」を「一月」に改め。

第三十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第三十八条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第三十九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第四十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第四十一条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め。

第四十二条第一項中「(支配人の代理権)」、「(支配人の競業の禁止)」及び「(表見支配人)」を削る。

第四十三条第一項中「(登記所及び登記官)」、「(登記簿等及び登記手続の通則)」、「(支配人の登記記)」、「(株式会社の登記)」及び「(登記の更正及び抹消並びに雜則)」を削る。

第四十四条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第四十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第四十六条第一項中「定款の」を「定款で」に、「代る」を「代わる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め。

第四十七条第三項中「(支配人の代理権)」、「(支配人の競業の禁止)」及び「(表見支配人)」を削る。

第四十八条第四項中「亨」を「亨し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十九条第一項中「定めを」を「定め」に改め。

第五十条第一項第五号中「第八十六条第三項」を「第八十六条第三項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、「地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては」を削る。

第五十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、農林水産大臣は、組合の財産の状況に照らして、組合の事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その項目を同条第三項とし、同条第一項中「を採るべき旨」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八十六条の見出しを「改善命令等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「を採るべき旨」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第八十七条第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「一箇月」を「一月」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十条の見出しを「(保険引受けの拒否の制限)」に改め、同条中「申込」を「申込み」に、「事由」を「理由」に、「引受け」を「引受け」に改める。

第九十一条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第五十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め。

第五十七条第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め。

第五十八条第一項中「(登記の更正及び抹消並びに雜則)」を「(登記の更正及び抹消)」に改め。

第五十九条第一項中「二箇月」を「二月」に改め。

第六十条第一項中「(登記の更正及び抹消)」を「(登記の更正)」に改め。

第六十一条第一項中「終つた」を「終わつた」に改め。

第六十二条第一項中「おいては」を「おいて」に改める。

第六十三条第一項中「あれば」を「宛てれば」に改める。

第六十四条第一項中「おいては」を「おいて」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第六十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、第九十六条ただし書、第九十七条及び第九十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第六十七条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第六十八条第一項中「すべて」を「全て」に改め、第六十九条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第六十九条第一項中「(登記の更正)」を「(登記の更正及び抹消)」に改め。

第七十条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十一条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十二条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十三条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十四条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十五条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十六条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十七条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十八条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第七十九条第一項中「若しくは」を「若しく」に改める。

第八十条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第八十一条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第八十二条第一項中「(登記の更正)」、「(登記の更正及び抹消)」及び「(登記の更正及び抹消並びに雜則)」を削る。

第八十三条第一項中「(登記所及び登記官)」、「(登記簿等及び登記手續の通則)」、「(支配人の登記記)」、「(株式会社の登記)」及び「(登記の更正及び抹消)」を削る。

第八十四条第一項中「(登記の更正)」、「(登記の更正及び抹消)」、「(支配人の登記記)」、「(株式会社の登記)」及び「(登記の更正及び抹消)」を削る。





第九十七条の前の見出しが削り、同条を第十九十六条とし、同条の前に見出しがして「(組合員等の通知義務)」を付する。

第九十八条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とする。

第一百条の前の見出しが削り、同条第四号中「第九十七条を第九十六条とし、同条第五号中「第九十八条第一項」を「第九十七条第一項」と改め、同条を第九十九条とし、同条の前に見出しがして「(組合の免責事由)」を付する。

第一百一条を第一百条とし、第二百二条を第二百一条とする。

第一百三十三条第一項から第三項までの規定及び「第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。第一百三十三条の四及び第一百三十三条の五を次のように改める。

#### (普通損害保険の保険料率)

第一百三十三条の四 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分

(特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分をいう。以下同じ。)及び特定特約部分ことに定め、当該組合の普通損害保険

(満期保険の保険期間の満了前の事故により支払われる保険金に係る部分を含む。以下この条において同じ。)に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出が長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 普通損害保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、次に掲げる率を合計して得た率としなければならない。

一 農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る危険率(次号に規定する異常危険率を除く。)を基

礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数、漁船の主たる根拠地が属する区域その他の事項で普通損害保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。同号において同じ。)とに定める率(第一百三十九条第一項第一号において「通常純保険料率」という。)

二 異常危険率(前号の農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本保険料率を「通常純保険料率」として、同号において「組合が保険約款で」を「農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう。」を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率(第一百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という。)を「異常純保険料率」として、農林水産大臣が定める区間に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出が长期的に均衡を保つように定めなければならない。

一号」を「第一百十一条の四第一項第一号」に改め、同条を第一百十一条の五とする。

第三章第二節第二款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第一百十三条规定から第三項までの規定及び「第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。第一百三十三条の四及び第一百三十三条の五を次のように改める。

2 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が定める率としなければならない。

3 普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が定める率としなければならない。

2 普通損害保険の保険期間には、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

3 普通損害保険の保険期間には、一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

再保険料の支出とが長期的に均衡を保つよう  
に定めなければならない。

2 漁船船主責任保険(第百二十八条に規定す  
る特定墳補区分を除く。以下この項及び次項  
において同じ。)の基本部分の保険料率のうち  
純保険料に対応する部分の率は、墳補区分ご  
とに、農林水産大臣が定める期間における各  
年の当該墳補区分に応じた漁船船主責任保険  
の基礎部分に係る危険率を基礎として、農林  
水産大臣が危険区分(渔船のトン数その他の  
事項で漁船船主責任保険の基礎部分に係る危  
険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応  
じて、渔船につき農林水産大臣が定める危険  
の程度の区分をいう。)ごとに定める率(第百  
三十九条第二項において「漁船船主責任保険  
純保険料率」という。)としなければならない

3 漁船船主責任保険の特定特約部分の保険料

率のうち純保険料に対応する部分の率は、墳  
補区分ごとに、当該墳補区分に応じた漁船船  
主責任保険の特定特約部分に係る危険率を基  
礎として農林水産大臣が定める率としなけれ  
ばならない。

4 漁船船主責任保険(第百二十八条に規定す  
る特定墳補区分に限る。以下この項において  
同じ。)の保険料率のうち純保険料に対応する  
部分の率は、墳補区分ごとに、当該墳補区分  
に応じた漁船船主責任保険に係る危険率を基  
礎として定めなければならない。

第一百十九条第一項中、「戦乱等によるものを  
除き」を削り、同項に次のただし書を加える。  
ただし、特定事故については、特約がなけ  
れば、当該損害を墳補する責めを負わないと  
れる。

第一百二十条第一項中「普通保険」を「漁船保険」  
に改める。

第一百二十一項中「ついては、第百十一条」を  
「ついては」に、「第百十一条の四」を「第百十一

条の三」に改め、「第百十三条の四」を削り、  
「第百十三条の七並びに第百十三条の七の二」  
を「並びに第百十三条の七」に改め、「第百十  
一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船  
船主責任保険再保険事業」とを削り、「漁船」  
とあるのは「漁船船主責任保険」とを削り、「第  
百十三条の四中「次の各号」とあるのは「墳補区  
分」とに、次の各号」と、同条第一号中「普通損  
害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「  
保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条  
第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主  
責任保険」と、「満期保険の満期前の普通損害  
保険事故により保険金を支払う保険の部分を含  
む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各  
号において同じ。」に係る危険率」とあるのは「に  
係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」と  
あるのは「漁船船主責任保険」と、「第百三十  
八条の五の規定により定まる当該組合の普通損  
害保険の」とあるのは「第百三十八条の五第四項  
の規定により定まる」と、第百十三条の五中「普  
通損害保険があつては一年」とし、特殊保険にあ  
つては四月」とあるのは「一年」を「第百十三條の  
五第一項ただし書中「次条第一項ただし書」とある  
のは「第百三十五条第一項ただし書」に改め、「又は  
特殊保険」、「第百十三条の七の二第一項中  
「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険  
と」及び「漁船船主責任保険に係る漁船」を削  
り、「する普通保険」を「する漁船保険」に、「漁  
船乗組船主保険に係る漁船に係る」と「に係る」  
に改める。

第一百二十六条の六中「第百十一条、第百十一  
条の四」を「第百十一条の三」に改め、「第百十三  
条の四」及び「第百十三条の七の二」を削り、  
「第百十一條中「普通保険再保険事業」とあるの  
は「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船」とあるの  
は「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷」  
に、「漁船」を「使用する漁船」に、「普通保険」と  
あるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二  
十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第百十  
三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは  
「漁船積荷保険」とあるのは「漁船積荷」とあるの  
は「漁船積荷」を「漁船」に改め、「普通保険」と  
あるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二  
十六条の六第一項第一号」に改め、「第三章第五節  
中同条を第百二十六条の七とし、第百二十六条  
の五を第百二十六条の六とする。

第百二十六条の四第一項中「普通保険」を「漁  
船保険」に改め、同条を第百二十六条の五とす  
る。

第百二十六条の三第一項中「漁船積荷保険事  
故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加  
える。

ただし、特定事故については、特約がなけ  
れば、これによつて生じた損害を墳補する責  
めを負わないと  
れる。

第百二十六条の三を第百二十六条の四とし、  
第百二十六条の二の次に次の一条を加える。  
(漁船積荷保険の純保険料率)

第百二十六条の三 漁船積荷保険の保険料率の  
うち純保険料に対応する部分の率は、基本部  
分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の  
漁船積荷保険に係る純保険料及び再保険金の

れば、これにより一定の金額を支払う責めを  
負わないと  
れば、これにより一定の金額を支払う責めを  
負わないと。

第百二十六条中「第百十一条」を削り、「第  
百十三条の七の二並びに」を「並びに」に改め、  
「第百十一条中「普通損害保険」とあるのは「漁船  
乗組船主保険再保険事業」とを削り、「漁船」  
とあるのは「漁船乗組船主保険」とを削り、「第  
百十三条の五中「普通損害保険」を「使用する漁船」に  
「漁船」を「使用する漁船」としては四月」とあ  
るのと、第百十三條の七の二第二項中  
「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」  
とを削り、「第百十三条の五中「普通損害保険」  
とを削り、「第百十三條の五第一項ただし書」に改め  
にあつては一年とし、特殊保険にあつては四  
月」とあるのは「一年」を「第百十三條の五第一項  
ただし書中「次条第一項ただし書」とあるのは  
「第百二十五条第一項ただし書」に改め、「又は  
特殊保険」、「第百十三條の七の二第一項中  
「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険  
と」及び「漁船船主責任保険に係る漁船」を削  
り、「する普通保険」を「する漁船保険」に、「漁  
船乗組船主保険に係る漁船に係る」と「に係る」  
に改める。

第百二十六条の六中「第百十一条、第百十一  
条の四」を「第百十一条の三」に改め、「第百十三  
条の四」及び「第百十三条の七の二」を削り、  
「第百十一條中「普通保険再保険事業」とあるの  
は「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船」とあるの  
は「漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷」  
に、「漁船」を「使用する漁船」に、「普通保険」と  
あるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二  
十六条の六」を「第百二十六条の七」に、「第百十  
三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは  
「漁船積荷保険」とあるのは「漁船積荷」とあるの  
は「漁船積荷」を「漁船」に改め、「普通保険」と  
あるのは「漁船積荷保険」とを削り、「第百二  
十六条の六第一項第一号」に改め、「第三章第五節  
中同条を第百二十六条の七とし、第百二十六条  
の五を第百二十六条の六とする。

第百二十六条の四第一項中「普通保険」を「漁  
船保険」に改め、同条を第百二十六条の五とす  
る。

第百二十六条の三第一項中「漁船積荷保険事  
故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加  
える。

ただし、特定事故については、特約がなけ  
れば、これによつて生じた損害を墳補する責  
めを負わないと  
れる。

第百二十六条の三を第百二十六条の四とし、  
第百二十六条の二の次に次の一条を加える。  
(漁船積荷保険の純保険料率)

収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つよう規定する。この規定は、  
2 漁船積荷保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数その他の事項で漁船積荷保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船積荷につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。)とに定める率(第百三十九条第三項において「漁船積荷保険純保険料率」という。)としなければならない。  
3 漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

## 第四章を削る。

第五章の章名中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第一百三十八条の十二中「特殊保険事業を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業」に改め、「並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任」を削り、第五章中同条を第二十七条とする。

政令で定める墳補区分を除く。以下この項を「特定墳補区分(支払われる保険金の額が比較的小ないと見込まれる墳補区分として政令で定めるものをいう。)」を除く。第一百三十四条第二項を除き、以下この章及び次章に、「漁船積荷保

險に係る再保険関係」を「漁船積荷保険の保険関係」に、「保険(これらのうち)」を「保険」と「(一)」と「(二)」とを「こと」。以下この章において同じ。」に、「と中央会」を「と当該組合」に、「普通保険」を「漁船保険」に、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「再保険責任」を「保険責任」に、「普通保険再保険事業」漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業を「漁船保険事業、漁船船主責任保険事業又は漁船積荷保険事業」に改め、同項を同条とし、同条を第二百二十八条とする。

第一百三十八条の十四第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に、再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、墳補区分)」を「保険に、同一年度再保険関係に係る組合の保険金額」を「同一年度保険関係に係る組合の保険金額」に改め、「の金額」の下に「に政令で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同項を同条とし、同条を第二百二十九条とする。

第一百三十八条の十五第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に、再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、墳補区分)」を「保険に、同一年度再保険関係に係る組合の保険金額」に改め、「の金額」の下に「に政令で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同項を同条とし、同条を第二百三十一条とする。

第一百三十八条の十九の見出し中「組合等」を「組合」に改め、同条第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険の保険関係又は普通保険」を「漁船保険」に、「若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係」を「又は漁船積荷保険の保険関係」に改め、「又は再保険関係」及び「若しくは再保険関係」を削り、同条第二項中「特殊保険に係る事故」に改め、「漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る特定事故」に改め、同条第三項中「中央会」を「組合」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業」を「漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に、再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、墳補区分)」を「保険に、同一年度再保険関係に係る組合の保険金額」に改め、「の金額」の下に「に政令で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同項を同条とし、同条を第二百三十二条とする。

第一百三十八条の二十二第一項中「又は中央会」を削り、「特殊保険再保険事業」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第二百三十七条と十六条とする。

第一百三十八条の二十三中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「第百三十八条の十並びに」を削り、同条後段を削り、同条を第二百三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第一百三十九条第一項中「及び満期保険の下に」の基本部分を加え、「(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。)のうち」を「のうち」に改め、同項各号を次のように改め、同条を第二百三十四条とし、同条の次に次の条とする。

(再保険の免責)

第一百三十五条 政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

二 組合が法令又は保険約款に違反して保険又は漁船積荷保険に改め、同条第二項を削り、同条を第二百三十一条とする。

二 組合が保険金の額を不当に認定して支払ふたとき。

三 組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(再保険金)

第一百三十八条の二十を削る。

第一百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険に係る政府が支払うべき再保険金の金額は、組合におけるこれらの保険ごとに、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち、当該同一年度保険関係に係る組合責任保険金額を超える部分の金額に相当する金額に第百二十九条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

二 組合が保険金の額を不当に認定して支払ふたとき。

三 組合が法令又は保険約款に違反して保険又は漁船積荷保険に改め、同条第二項を削り、金を支払ふたとき。



(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定

二 第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十八年法律第二号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(組合に関する経過措置)

第二条 漁船保険組合(以下「組合」という。)であつて前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存するものは、第一条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下この条において「第一号新漁損法」という。)第十八条第一項第三号の規定にかかるわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の日において同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一号新漁損法第八十六条第一項の規定は、この法律の施行の時までは、適用しない。

2 前項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の時までに、保険金の支払に充てることのできる資産の額が第一号新漁損法第十八条第一項第三号の政令で定める額以上となるよう、必要な措置を講じなければならぬ。

第三条 前条第一項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が第

二条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下「新漁損法」という。)第十六条第一項第三号の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)

法第五十条第一項及び第四項の規定にかかるわらず、この法律の施行の時において解散する。

2 前項の規定により組合が解散したときは、その清算人は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(中央会の解散)

第四条 漁船保険中央会(以下この条及び次条において「中央会」という。)は、この法律の施行の時において解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法(以下「旧漁損法」という。)第百三十八条第七項において準用する旧漁損法第八十六条第三項の規定による解散の命令によつて解散した中央会の解散及び清算の例による。

2 前項の規定により解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

3 農林水産大臣が前項の規定による申出を承認した場合には、その承認を受けた組合は、第一項の規定による中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継しようとする組合(次項及び第五項において「承継組合」という。)とあるのは「承継組合」とする。

3 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務を承継した組合(次項及び第五項において「承継組合」という。)は、同条第一項の規定による中央会の解散の日の前日を含む事業年度に係る旧漁損法第百三十七条の七の規定による事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、従前の例により行うものとする。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合における中央会の解散の登記については、政令で定める。

(組合による中央会の一切の権利及び義務の承継に伴う経過措置)

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合には、この法律の施行の際現に成立している第一号新漁損法(次項及び第三項並びに附則第十四条において「旧給与保険法」という。)に基づく漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置並びに当該共済契約に基づき支払すべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例によつては、同項に規定する特別の会計を廃止するものとし、その廃止の際現に当該会計に所属する

基づく普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組員保険、漁船積荷保険及び任意保険(次項において「旧普通保険等」という。)の保険関係及び当該保険関係に基づき支払べき保険料に係る事務については、なお従前の例による。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第百三條の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第百二條の規定によつて、新漁損法第百二條の規定により当該権利及び義務が譲り受けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係るものに関する経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかるわらず、旧漁損法第百三條の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務が譲り受けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

2 旧漁損法第百二條の規定により当該権利及び義務が譲り受けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が譲り受けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

給与保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧給与保険法第二十三条规定第一項の規定により区分して経理された組合の漁船乗組員給与保険事業に関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第一百二条の規定により設けられた漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧給与保険法第二十三条规定第一項の規定に基づく漁船乗組員給与保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

#### (所得税法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中



に改める。

#### 一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

##### 第一 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

##### 第二 消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)別表

##### 第三第一号の表

##### (特別会計に関する法律の一部改正)

##### 第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業」を削り、「第二条第三号」を「第二条第一号」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の項中「(第八十八条を除く。)」を削る。

#### (農業災害補償法の一部改正)

第十一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条第二項中「(第八十八条の二十一)」を「(第八十七条第一項)」に改める。(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号、第七十二条の五第一項第五号、第二百九十六条第一項第二号及び第三百四十八条第四項中「漁船保険中央会」を削る。

第十三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百三十九条第一項)を「(第八十七条第一項)」に改める。

第十四条 地方税法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二百三十七条第一項第二号及び第四項第二号

前の例によることとされる旧漁損法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、特別会計に関する法律第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新特別会計法」という)第百二十七条规定第四項及び第六項、第一百二十九条第四項、第一百三十四条规定並びに第一百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、新特別会計法第一百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業(漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第二百二十九条)」と改めることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第二号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。)及び漁船乗組員給与保険再保険事業(改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第二号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。)の一部を次のように改正する。

第十六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八条)の一部を次のように改正する。

第十七条 この法律(附則第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十四条 第二項第一項の規定によりなお従前に改める。

一 再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第一百二十九条第四項第一号において同じ。)及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第二百二十九条第四項第一号中「普通保険等再保険事業」を「漁船再保険事業」に改める。

第三第一号の表

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業」を削り、「第二条第三号」を「第二条第一号」に改める。

附則第四十二条から第四十七条まで 削除

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第二項第一項の規定によりなお従前に改める。

漁業経営に関する補償制度の改善のための  
漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一  
部を改正する等の法律案(内閣提出、参議  
院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における漁業を取り巻く情勢の  
変化に対応して漁業経営に関する補償制度の改  
善を図り、漁業経営の安定に資するための措置  
を講ずるものであり、その主な内容は次のとお  
りである。

- 1 漁船損害等補償法の一部改正
- (一) 漁船保険組合について、区域制限を廃止  
し、全国を区域とする漁船保険組合の設立  
を可能とするとともに、十分な保険金支払  
能力を有する者のみ設立認可するための要  
件を追加すること。
- (二) 漁船保険組合に対する再保険事業等を行  
う漁船保険中央会を廃止すること。
- (三) 普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船  
乗組船主保険及び漁船積荷保険により填補  
する範囲に、拿捕・抑留等による事故によ  
り生じた損害を加え、特殊保険を廃止する  
こと。

2 漁業災害補償法の一部改正

- (一) 養殖共済について、地域漁協内の養殖業  
者の全員から申込みがあつた場合に限り共  
済契約の締結を可能とする全員加入制度を  
廃止すること。
- (二) 養殖共済の対象とする養殖業に、内水面  
において営む養殖業を追加すること。
- (三) 特定養殖共済について、地域漁協内の漁  
業依存度の低い者を除く全員が加入すれば  
高率の掛金補助が可能となるよう、所要の  
規定を整備すること。

3 漁船乗組員給与保険法の廃止  
1の(1)により、抑留中の漁船乗組員への給  
与支払を、漁船船主責任保険によつて填補す  
る範囲に含めることとするため、漁船乗組員  
給与保険法を廃止すること。

4 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して一年を  
超えない範囲内において政令で定める日から  
施行すること。ただし、1の(1)については公  
布の日、2の(1)については公布の日から起算  
して三年を超えない範囲内において政令で定  
める日から施行すること。

二 議案の可決理由  
本案は、漁業経営に関する補償制度の改善を  
図り、漁業経営の安定に資するための措置とし  
て妥当なものと認め、原案のとおり可決すべき  
ものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。  
右報告する。

平成二十八年五月十一日

農林水産委員長 小里 泰弘  
衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

漁業経営に関する補償制度の改善のための  
漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一  
部を改正する等の法律案に対する附帯決議  
一 漁船保険組織の統合一元化が円滑に進むよ  
う、漁船保険中央会及び漁船保険組合に対し  
助言その他必要な支援を行うこと。

二 新たに漁船保険組合の設立認可要件となる資  
産の額については、大規模災害等における支払  
にも十分対応できる額を定めるとともに、組合  
の財政状況の把握に常時努めること。

三 組織統合一元化に伴い、国と新たな漁船保険  
組合の二段階の再保険関係とするに当たつて  
は、組合による責任ある引受審査を確保しつ  
つ、大規模災害発生時に、国が担うべき危険負  
担を確保するため、国及び組合において適切に  
責任分担を行うこと。

四 漁船保険の満期保険については、高船齢化が  
漁業は、厳しい自然環境の中で営まれる産業で  
あり、資源の急激な変動や事故発生の危険性と常  
に隣り合わせにある。台風が常襲し、地震が多発  
する我が国にあつては、暴風や高潮、津波等、漁  
業生産にとり大きなリスク要因が存在する。  
こうした中、漁船損害等補償制度及び漁業災害  
補償制度は、中小漁業者の相互扶助の精神の下、  
規定を整備すること。

五 復原性が高く転覆しにくい漁船の研究開発、  
衝突事故防止用の船舶自動識別装置(AIS)の  
普及、海中転落事故に備えたライフジャケット  
着用啓発等の一層の推進等、漁船操業の安全対  
策に必要な予算や人員を確保するなど、労働環  
境の整備等に特段の努力をすること。

六 水産資源の適切な保存・管理や水産資源に関  
する調査・研究を引き続き推進とともに、  
水産基本計画における資源管理・漁業経営安定  
対策の加入者が我が国漁業生産額の九割を担う  
との目標を達成するため、漁業共済への加入促  
進に向け適切に指導すること。

七 養殖共済の全員加入制度廃止に当たつては、  
漁業者に対する適切な国庫補助の下、一層の加  
入促進が図られるよう、加入の在り方を適切に  
検討すること。

八 特定養殖共済の掛金補助制度の要件を見直す  
に当たり、漁業の種類や地域の実態に応じて、  
基準とする漁業依存度を適正に設定し、加入促  
進に努めること。

九 内水面養殖業を養殖共済の対象とするに當た  
り、うなぎ養殖業を対象とする際には、養殖共  
済実施可能性検証調査事業報告書等で指摘され  
た問題点を踏まえ、的確に保険設計を行うこ  
と。併せて、うなぎ養殖業許可制の下で、資源  
管理を着実に実施すること。

十 近年の水産動植物の陸上養殖の普及実態に鑑  
み、ひらめ等の陸上養殖を養殖共済の対象に追  
加することについて、引き続き検討を行うこ  
と。

右決議する。

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)（承諾を求めるの件）（第百八十九回国会、内閣提出）に関する報告書

### 一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成二十六年度一般会計予備費の予算額二千五百億円のうち、平成二十六年四月二十二日から平成二十七年一月十四日までの間ににおいて決定された千二百六十三億九千四百十四万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、大雪に伴う経営体育成支援事業に必要な経費、普天間飛行場を移設して返還を受けたため必要となる施設の整備に必要な経費等三件である。

### 二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

平成二十八年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書(その1)に関する報告書

平成二十六年度一般会計予備費使用総調書(その1)に関する報告書

### 一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定による平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)に関する報告書

付費の支給(第七十六条の二)」を「第六節 高額障害者生活扶助」に改める。

第五条第一項中「就労継続支援」の下に、「就労定着支援、自立生活援助」を加え、同条第三項中「居宅」の下に「又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所」を加え、同条中第二十六項を第二十八項とし、第十九項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行なう者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が

要な経費一件及び大雪に伴う道路事業に必要な経費の計三件である。

### 右報告する。

平成二十八年五月十一日

衆議院議長 大島 理森殿

決算行政監視委員長 松木けんこう

決算行政監視委員長 松木けんこう

平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)に関する報告書

付費の支給(第七十六条の二)」を「第六節 高額障害者生活扶助」に改める。

第五条第一項中「就労継続支援」の下に、「就労定着支援、自立生活援助」を加え、同条第三項中「居宅」の下に「又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所」を加え、同条中第二十六項を第二十八項とし、第十九項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行なう者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三条)の一部を次のように改正する。

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三条)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第七十六条の二)」を「第六節 高額障害者生活扶助」に改める。

第五条第一項中「就労継続支援」の下に、「就労定着支援、自立生活援助」を加え、同条第三項中「居宅」の下に「又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所」を加え、同条中第二十六項を第二十八項とし、第十九項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行なう者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が

居住における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

第十一条第一項中「販売」の下に「貸与」を加える。

第十一條の次に次の二条を加える。

(指定事務受託法人)

第十一條の二 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定事務受託法人」という。)に委託することができる。

第十一條の三 指定事務受託法人の役員若しくは職員又は委託事務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定

3 指定事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなし。

4 市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定

めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第九条第二項の規定は、第一項の規定により委託を受け行う同条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による

質問について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第四項中「含む」の下に「第百九条第一項を除き」を加え、同条第五項中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第六十一条第二項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 就労定着支援

五 自立生活援助

第二十九条第七項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第三十六条第二項中「前項の申請」を「第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に改め、同条第三項第六号から第八号までの規定中又は第五十五条の二十九第一項若しくは第二項を「第五十五条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項」に改め、同条第五项中「とする」を「をいう」に改め、「における当該申請に係る」の下に「種類ごとの」を加える。

第三十七条第一項中「(特定障害福祉サービスに係るものに限る。)」を削り、「障害福祉サービスの量」を「特定障害福祉サービスの量」に改め、「あらかじめ」及び「当該指定障害福祉サービス事業者に係る」を削る。

第三十九条第一項中「あらかじめ」及び「当該指定障害者支援施設に係る」を削る。

第五十一条第四号中「含む」の下に「又は第七十六条の三第六項」を加える。

第五十二条の十四第七項及び第五十五条の十第七項中「による」の下に「審査及びを加え

る。

第五十一条の三十第一項第三号中「前条第一項」の下に「又は第七十六条の三第六項」を加え

る。

第七十六条第一項中「購入又は修理を」を「購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)」を改め、「認めるとき」の下に「(補装具の借受けにあつては、補装具の借受けによることが適當である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)」を加え、「購入又は修理に」を「購入等に」に改め、同条第二項中「購入又は修理を」「購入等に」に改める。

第七十六条の二第二項中「支給決定障害者等が」を「次に掲げる者が」に、「購入又は修理を」「購入等に」、「当該支給決定障害者等」を「当該者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 支給決定障害者等

二 六十五歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスに

相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であつて、同項に規定する介護給付等対象サービスに

あつて、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他事情を勘案して政令で定めるもの

第七十六条の二第二項中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

第七章に次の二節を加える。

第七節 情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表

第七十六条の三 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相

談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者(以下この条において「対象事業者」という。)は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下この

条において「情報公表対象サービス等」という。)の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報(その提供する情報公表対象サービス等を提

供する事業者又は施設の運営状況に関する情

報であつて、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるもの

をいう。第八項において同じ。)を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による公表を行つたため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ぜることができる。

5 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者に対する前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福

祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定特定相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定特定相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サー

ビス等に従事する従業者に関する情報(情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。)であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第九節 第八十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとし

て作成することができる。

第八十八条第四項中「その障害の状況その他事情を「及びその障害の状況」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第八十九条第六項」を「第八十九条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第八十九条第三項第一号及び第二号中「前項第一号」を「前項第二号」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げる、第三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障

害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

第九十条第二項中「作成上」を「作成上の」に改める。

第九十六条の二中「計画相談支援給付費」の下に「審査及び」を加える。

第一百九条第一項中「不服審査会の委員」の下に「若しくは連合会の役員若しくは職員」を加え、「これらの委員」を「これらの方に改め、同条第

二項中「第二十条第四項」を「第十一條の二第二項、第二十条第四項」に、「及び」を「又は」に改める。

第一百十条中「質問」の下に「若しくは第十一條の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一條第一項の規定による質問」を加える。

第一百十四条中「質問」の下に「若しくは第十一條の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一條第一項の規定によ

る質問」を加える。

第一百五十五条第一項中「質問」の下に「若しくは第十一條の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一條第一項の規定による質問」を加え、同条第二項中「質問」の下に「若しくは第十一條の二第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第十一條第一項の規定による質問」を加える。

この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第二十一条の五の十五に次の二項を加える。

都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の五の三第一項の指定をしないことができる。

第二十一条の五の十八第四項中「次条第二項」を「次条第四項」に改める。

第二十一条の五の十九に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の三第一項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

第二十一条の五の十五第三項から第五項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の十五第五項第四号を「第二十一条の五の十五第三項第四号」に改め、同条第二項中「指定障害児通所支援又は」を「障害児通所支援又は」に改める。

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一—第三十三条の十七）」を「第七節（第三十三条の十一—第三十三条の十七）」を「第八節（第三十三条の十九—第三十三条の十七）」に改め、同項を同条第二項とする。

（児童福祉法の一部改正）

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一—第三十三条の十七）」を「第八節（第三十三条の十九—第三十三条の十七）」に改め、同項を同条第二項とする。

（第八節（第三十三条の十九—第三十三条の十七））

第六条の二の二第一項中「放課後等デイサービス」の下に「居宅訪問型児童発達支援を加え、同条第五項中「通う障害児」の下に「又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児」を加え、同条第四項の次に次の二項を加える。

第二十一条の五の二十四第二号中「第二十一

条の五の十九第二項を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同条第三号中「前条第一項」の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加える。

第二十四条の三第十一項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第二十四条の九第一項中「があつたものについて」を「により、当該障害児入所施設の入所定員を定めて、」に改め、同条第二項中「第二十五条の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害児入所施設の入所定員の総数が、第三十三条の二十二第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害児入所施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十四条の二第一項の指定をしないことができる。

第二十四条の十三に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定障害児入所施設の設置者は、第二十四条の二第一項の指定に係る入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

第二十四条の九第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十七第一号中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十

一条の五の十五第二項第四号」を「第二十二条の五の十五第三項第四号」に改める。

第二十四条の十八第二号中「前条の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加える。

第二十四条の二十四第一項中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改める。

第二十四条の二十八第一項中「第五条第十六条」を「第五条第十八項」に改め、同条第二項中「第二十二条の五の十五第二項」を「第二十二条の五の十五第三項」に、「第二十一号」を「第二十二条の五の十五第三項第一号」に改める。

第二十四条の三十六第一号中「第二十二条の五の十五第二項第五号」を「第二十二条の五の十五第三項第五号」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第二章中第八節を第十節とし、第七節の次に次の二節を加える。

#### 第八節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表

対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適當なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行ふため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、指定障害児入所施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の

指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表

#### 第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項に於ける「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基

本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標に関する事項

三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

#### 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項  
二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量  
市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関のための方策

二 関、教育機関その他の関係機関との連携に

#### に関する事項

市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十二条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定期的に提出しなければならない。

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

二 各年度の指定障害児入所施設等の必要人員総数

三 各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機

二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児入所施設等の障害児入所支援の講ずる措置に関する事項

三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十二条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聽かなければならない。

都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前条第二項各号に掲げる事項(都道府県障害

児童福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

**第三十三条の二十四** 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

**第三十三条の二十五** 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

**第五十六条の五の二中「障害児相談支援給付費」の下に「審査及び」を加える。**

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に關し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

**第五十七条の三の三の三に次の一条を加える。**

第五十七条の三の四 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生

労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定事務受託法人」という。)に委託することができる。

**一 第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに前条第一項及び第四項に規定する事務(これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。)**

二 その他厚生労働省令で定める事務(前号括弧書に規定するものを除く。)  
指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの中職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

指定事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

**第五十九条の十六第二項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに前条第一項及び第四項の規定による質問について準用する。**

前各項に定めるもののほか、指定事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

**第六十条の二第二項中「又は委員」を「若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれらの人」に、「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援」を「障害児通**

所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「又は第

五十七条の三の四第二項」を加える。

**第六十二条第六号中「質問」の下に「若しくは受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三第一項の規定による質問」を加える。**

**第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三第三項の規定による質問」に改める。**

**第六十二条の七第一号中「質問」の下に「若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三第一項の規定による質問」を加え、同条第三号中「質問」の下に「若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三第一項の規定による質問」を加える。**

**第六十二条第一号の規定による改正後の障害者総合支援法第三十**

**三条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害**

**福祉サービスに係る同項の規定による特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について**

**は、なお従前の例による。**

**第四条 第一条の規定による改正後の障害者総合支援法(以下「新障害者総合支援法」という。)第七十六条の規定は、施行日以後に新障害者総合**

**支援法第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をした者について適用し、**

**施行日前に第一条の規定による改正前の障害者**

**総合支援法(以下この条及び次条において「旧障**

**害者総合支援法」という。)第五条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理をした者に対する**

**旧障害者総合支援法第七十六条第一項に規定する補装具費の支給については、なお従前の例による。**

**第五条 新障害者総合支援法第七十六条の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定するサ**

**ビスを受けた者及び新障害者総合支援法第五条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をした者について適用し、施行日前に旧**

**障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定**

祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に行われた障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次**

**項において「指定障害福祉サービス等」という。)に係る同条第一項の規定による介護給付費又は訓練等給付費の支給については、なお従前の例による。**

**第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**

**(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福**

するサービスを受けた者及び旧障害者総合支援法第五条第二十三項に規定する補装具の購入又は修理をした者に対する旧障害者総合支援法第七十六条の二第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際に障害者総合支援法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十二条の十七第一項第一号の指定を受け、新障害者総合支援法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービス等の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下この条において「情報公表対象サービス等」という）」の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「情報公表対象サービス等の内容」とあるのは「指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「情報公表対象サービス等」という）」の内容】とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）  
第七条 施行日前に行われた児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援（次項において「指定通所支援」という）に係る同条第一項の規定による障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた児童福祉法第二十二条の五四第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援に係る同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に行われた児童福祉法第二十二条の五の十五第一項（同法第二十二条の五四の六第四項において準用する場合を含む。）又は第二条の規定による改正前の同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の二第一項（同法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二条の規定による改正前の同法第二十四条の九第一項（同法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の二第一項（同法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の二第一項（同法第二十四条の二第一項において準用する場合を含む。）

用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の中請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際に児童福祉法第六条の二の二第三項、第二十一条の五の三第一項、第二十四条の二第一項又は第二十四条の二第一項第一号の指定を受け、第二条の規定による改正後の同法次条において「新児童福祉法」という。）第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）」の提供を開始しようとするとき、その他の厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「情報公表対象支援の内容」とあるのは「指定通所支援（以下「情報公表対象支援」という。）の内容」とする。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第九条 この法律の施行の際に児童福祉法第六条の二の二第三項、第二十一条の五の三第一項、第二十四条の二第一項又は第二十四条の二第一項第一号の指定を受け、第二条の規定による改正後の同法次条において「新児童福祉法」という。）第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援の提供を開始している者についての同項の規定の適用については、同項中「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）」の提供を開始しようとするとき、その他の厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「情報公表対象支援の内容」とあるのは「指定通所支援（以下「情報公表対象支援」という。）の内容」とする。

（政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十二条 身体障害者福祉法昭和二十四年法律第二百八十三号の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第十条第一項第二号ニ中「第五条第十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

第十二条の三第四項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（一部改正）

第十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）の一部を「第五条第十八項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の内容）

第十四条第一項中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改める。

第十五条第三項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（知的障害者福祉法及び精神保健福祉士法の一一部改正）

第十六条次に掲げる法律の規定中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第十七条 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改変する。

第十八条第六項中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改めることとする。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第十九条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改変する。

（第二条第四項中「同条第十六項」を「同条第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改めることとする）

第二十条第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援に係る同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

（児童福祉法の一部改正）

第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事務業者新児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援に係るものに限る。）の指定及び児童福祉法第二十二条の五の三第一項の指定障害児通所支援事務業者新児童福祉法第三十三条の二十の規定による市町村障害児福祉計画の作成及び新児童福祉法第三十三條の二十二の規定による都道府県障害児福祉計画の作成及び新児童福祉法第三十三條の二十二の規定による基本指針の作成、新児童福祉計画の作成の準備は、この法律の施行前においても行うことができる。

（第二条第三項第六号中「就労継続支援」の下に「就労定着支援、自立生活援助」を加える。）（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。）

（第六条第六項中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改めることとする。）（東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改變する。）

（第七条 東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改めることとする。）

（第十八条第六項中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改めることとする。）（東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改めることとする。）

（第十九条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の一部改正）

（第十九条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）の一部を次のように改めることとする。）

（第二十条第一項第一号の規定による指定通所支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援に係る同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。）

（第二条第四項中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改めることとする。）

（第二条第四項中「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改めることとする。）

（第二条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改めることとする。）

**理由**  
全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るために、自立支援給付及び障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付け等の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書**

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るために、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 重度訪問介護を提供することができる場所として居宅に相当する場所を加えること。
- 2 就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主等との連絡調整等の便宜を供与する「就労定着支援」を創設すること。
- 3 施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問又は随時の通報により、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う「自立生活援助」を創設すること。
- 4 六十五歳に達する前に長期にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者であつて、介護保険サービスを受けている一定の高齢障害者に対する、高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとすること。

### 二 議案の可決理由

- 11 この法律は、一部を除き、平成三十年四月一日から施行すること。

### 三 議案の可決理由

- 11 この法律は、一部を除き、平成三十年四月一日から施行すること。

### 四 障害者が自立した生活を実現することができ

5 補装具の借受けによることが適当である場合に、補装具の借受けに対しても補装具費を支給するものとすること。

6 都道府県知事は、障害福祉サービスを提供する事業者等からの報告に基づき、事業内容等に関する情報を公表しなければならないものとすること。

7 重度の障害等により外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等の便宜を供与する「居宅訪問型児童発達支援」を創設すること。

8 保育所等訪問支援を利用できる者として乳児院等に入所する障害児を加えること。

9 市町村及び都道府県は、厚生労働大臣が定める基本的な指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとすること。

10 地方公共団体は、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、適切な保健、医療、福祉等の支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとすること。

11 この法律は、一部を除き、平成三十年四月一日から施行すること。

平成二十八年五月十一日

厚生労働委員長 渡辺 博道  
衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 障害者の介護保険サービス利用に伴う利用者負担の軽減措置については、その施行状況を踏まえつつ、その在り方にについて必要な見直しを検討すること。また、軽減措置の実施に当たっては、一時払いへの対応が困難な低所得者への配慮措置を検討すること。

二 障害福祉制度と介護保険制度の趣旨を尊重し、障害者が高齢になつてもニーズに即した必要なサービスを円滑に受けられることが重要な観点から、介護保険優先原則の在り方については、障害者の介護保険サービス利用の実態を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。

三 入院中における医療機関での重度訪問介護については、制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、その利用の在り方について検討すること。また、障害者が入院中に安心して適切な医療を受けることができるよう、看護補助者の配置の充実等、病院におけるケアの充実に向けた方策を検討すること。

四 自立生活援助については、親元等からの一人暮らしを含む、一人暮らしを希望する障害者が個別の必要性に応じて利用できるようにするとともに、関係機関との緊密な連携の下、他の支援策とのつながりなど個々の障害者の特性に応じた適時適切な支援が行われるような仕組みとすること。

五 精神障害者の地域移行や地域定着の推進における一般就労への移行促進や工賃・賃金の引上げに向けた取組をより一層促進すること。また、就労定着支援の実施に当たつては、労働施策との連携を十分に図るとともに、事業所や家族との連絡調整等を緊密に行いつつ、個々の障害者の実態に即した適切な支援が実施されるよう指導を徹底すること。

六 通勤・通学を含む移動支援については、障害者等の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要であるとの認識の下、教育施策や労働施策との連携を進めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行状況等を勘案しつつ、モデル事業を実施するなど利用者のニーズに応じたぎめ細かな支援の充実策を検討し、必要な措置を講ずること。

七 障害支援区分の認定を含めた支給決定については、支援を必要とする障害者本人の意向を尊重することが重要とする観点から、利用者の意向や状況等をより適切に反映するための支給決定の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。あわせて、障害支援区分の課題を把握した上で必要な改善策を早急に講ずること。

八 障害者の意思決定の選択に必要な情報へのアクセスや選択内容の伝達が適切になされることは、意思決定に必要な支援の在り方について、引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。

九 精神障害者の地域移行や地域定着の推進における医療保険入院の在り方、地域移行を促進するための措置の在り方、退院等に関する精神障害者の意思決定、意思表明支援の在り方等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

こと。また、相談支援、アウトリーチ支援、ピアサポートの活用等の取組をより一層推進すること。

十 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象疾患については、指定難病に関する検討状況を踏まえつつ、障害福祉サービスを真に必要とする者が十分なサービスを受けることができるよう、引き続き、必要な見直しを検討すること。

#### 発達障害者支援法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年五月十一日

提出者  
厚生労働委員長 渡辺 博道

発達障害者支援法の一部を改正する法律  
発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第一条中「に発達支援を行う」の下に「とともに切れ目なく発達障害者の支援を行う」を加え、「かんがみ」を「鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのつとり、発達障害者が基本的個人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」に、「に資するよう」を「のための」に、「その福祉の増進に寄与する」を「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」に改める。

第二条第二項中「を有するために」を「がある者であつて発達障害及び社会的障壁により」「者を」「ものを」に改め、同条第三項中「発達障害の」を「個々の発達障害者の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の「一項を加える。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害の特性その他の発達障害に関するもので、慣行、観念その他一切のものをいう。
第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及び保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。
2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならぬ。
3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

本理念(次項及び次条において「基本理念」といいう。)にのつとりに改め、同条第二項中「地方公共団体は」の下に「基本理念にのつとり」を、「家族の下に「その他の関係者」を加え、同条第四項中「及び労働」を「労働等」に改め、「犯罪等による」を削り、「消費生活」の下に「警察等」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の「一項を加える。(情報の共有の促進)
第九条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事案件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。
第十二条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者の見出し中「家族」を「家族等」に改め、同条中「発達障害児の保護者」を「発達障害者の家族その他の関係者」に、「監護」を「対応」に、「等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与する」を「等に改め、「家族」の下に「その他の関係者」を、「相談」の下に「情報の提供」を「助言」の下に「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援」を加える。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。
第十条第一項中「都道府県は」を「国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようするために改め、「確保しつつ」の下に「個々の」

第十四条第一項第一号中「家族」の下に「その他の関係者」を、「又は」の下に「情報の提供若しくは」を加え、同項第三号中「教育」の下に「労働」を加え、「(次号において「医療等の業務」といふ。)」を削り、「情報提供」を「情報の提供」に改め、同項第四号中「医療等の」を「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県は、第一項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たつては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族、その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

第三章中第十九条の次に次の二項を加える。

(発達障害者支援地域協議会)

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図ることも、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は、」の下に「個々の発達障害の特性その他」を、「ため」の下に「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」を加える。

第二十三条中「地方公共団体は、」の下に「個々の」を加え、「に対する支援」を「の特性に応じた支援」に改め、「医療、保健、福祉、教育等に関する」と加える。

3 都道府県は、第一項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たつては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族、その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

第三章中第十九条の次に次の二項を加える。

(発達障害者支援地域協議会)

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図ることも、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は、」の下に「個々の発達障害の特性その他」を、「ため」の下に「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて」を加える。

第二十三条中「地方公共団体は、」の下に「個々の」を加え、「に対する支援」を「の特性に応じた支援」に改め、「医療、保健、福祉、教育等に関する」と加える。

他の事情を考慮しつつ」を、「とともに、」の下に「個々の」を加え、「発達障害の診断及び治療」を「及び診断」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達の遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方にについて、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

右  
国会に提出する。  
平成二十八年二月九日  
内閣総理大臣 安倍晋三

第一条 総則(第一条・第二条)  
第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法一部改正の認定等(第九条・第十五条)

第二節 調達価格及び調達期間(第三条)

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等(第十六条)

第四節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十条)

第五節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十一条・第二十七条)

第六節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十八条・第三十八条)

第七節 指定入札機関及び費用負担調整機関(第二十九条・第三十九条)

第八節 第二節 費用負担調整機関(第五十五条)

第九節 第六十六条

第十節 第五章 調達価格等算定委員会(第六十七条)

第十一節 第六章 雑則(第七十四条・第七十九条)

第十二節 第七章 罰則(第八十条・第八十七条)

第十三節 第八章 附則

認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額ともに、発達障害者の定義を見直し、基本理念を定めるほか、発達障害者の教育、就労、地域における生活等に関する支援、発達障害者の家族等の事する者に対し、個々の「にに対する理解」を「の特性その他の発達障害に関する理解」に、「研修等」を「研修を実施することその他の」に改める。

第二十四条中「国は」の下に「性別、年齢その他の事情を考慮しつつ」を、「とともに、」の下に「個々の」を加え、「発達障害の診断及び治療」を「及び診断」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める割合

2 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範化し、あわせて、発達障害者支援地域協議会に関する規定の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のよう

に改正する。

目次を次のように改める。

第一条 総則(第一条・第二条)  
第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法一部改正の認定等(第九条・第十五条)

第二節 調達価格及び調達期間(第三条)

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等(第十六条)

第四節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十条)

第五節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十一条・第二十七条)

第六節 電力・ガス取引監視等委員会(第二十八条・第三十八条)

第七節 指定入札機関及び費用負担調整機関(第二十九条・第三十九条)

第八節 第二節 費用負担調整機関(第五十五条)

第九節 第六十六条

第十節 第五章 調達価格等算定委員会(第六十七条)

第十一節 第六章 雑則(第七十四条・第七十九条)

第十二節 第七章 罚則(第八十条・第八十七条)

第十三節 第八章 附則

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

## (同条第四項の規定による変更の認定又は同項

下」に、「同法第二十七条の十九第一項」を「同項第十三号」に、「登録特定送配電事業者」を「特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。)」に改め、同条第四項第五号中「第六条第三項及び第八項」を「第九条第四項及び第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定契約」とは、第九条第三項の認定(第十条第一項の変更の認定を含む。)を受けた者(以下「認定事業者」といいう。)と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る次条第一項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたる、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。  
第一節 調達価格及び調達期間  
第三条の見出しを削り、同条第一項中「次条第一項」を「第十六条第一項」に改め、「規模」の下に「(以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のもの」を加え、同条第九項中「第五項から第七項まで」を「第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第十六項」を「第三十六条に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「どし」の下に「第十二項の価格目標及び」を加え、「第六条第一項の認定に係る発電

## (同条第四項の規定による変更の認定又は同項第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を「認定事業者が認定を受けた者(以下「特定供給者」という。)が」を「場合に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備に、「者(以下「特定供給者」という。)が」を「場合に」に改め、同項を同条第四項とし、「認定発電設備」という。)を「認定事業者が認定を受けた者(以下「特定供給者」という。)が」を「場合に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定により調達価格等を定めた再生可能エネルギー発電設備の区分等については、その定められた年度において、第一項の規定は適用しない。  
第三条に次の三項を加える。

12 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聽いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標(次項及び第十四項において「価格目標」という。)を定めなければならない。

13 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聽いて、価格目標を変更することができます。  
14 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

## (第四十四条中「第二十六条又は第三十三条第九項」を「第四十六条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項」に改め、同条を第八十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。

第四十八条中「その違反行為をした」の下に「第十八条又は第八十五条に改め、同条を第八十七条とする。

第四十七条中「その違反行為をした」の下に「第十八条又は第八十五条に改め、同条第一号中「第十二条」を「第四十四条又は第五十九条」に改め、「受けないで」の下に「入札業務又は」を加え、同条第二号中「第二十五条」を「第四十五条又は第六十一条に改め、同条第三号中「第四十条第三項」を「第七十六条第三項若しくは第四项」に、「同項」を同条第三項若しくは第四項に改め、同条を第八十六条とする。

第四十六条中「第四十条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十五条」を「第三十五条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十二条第三項」を「第十八条第一項又は第三十二条第三項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十二条第三項」を「第十八条第一項」に改め、同号を加える。

二 第十八条第四項の規定に違反した者 第四十五条中「第四条第四項又は第五条第四項」の規定による命令に違反した者を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第二項の規定による入札につき、公正な価額を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した者も、前項と同様とする。  
第六章中第四十三条を第七十九条とし、第四十二条を第七十八条とし、第四十一条を第七十七条とする。

2 第七条第二項の規定による入札につき、公正な価額を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した者も、前項と同様とする。  
第六章中第四十三条を第七十九条とし、第四十二条を第七十八条とし、第四十一条を第七十七条とする。

3 第四十条第一項中「電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者」に改め、同条第二項中「第七条を「第三十七条に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。  
二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給した者 第四十五条を第八十四条とし、同条の前に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定入札機関に対し、入札業務の状況その他必要な事項に關し報告をさ

官 報 (号 外)

せ、又はその職員に、指定入札機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十九条第二項中「電気工作物」の下に「(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)」を加え、同条第三項中「一般送配電事業者等」を「電気事業者」に、「再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行ふに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者が自ら託送供給等(電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。)について説明」を「自ら維持し、及び運用する再生可能工エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能工エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することに、「当該託送供給等」を「当該接続に必要な費用に、「再生可能エネルギー電気に係る託送供給等」を「再生可能エネルギー発電設備の接続」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十八条第二項中「電気事業者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者等」を「電気事業者」に、「再生可能工エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行ふに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行ふに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者が自ら託送供給等(電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。)について説明」を「自ら維持し、及び運用する再生可能工エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能工エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することに、「当該託送供給等」を「当該接続に必要な費用に、「再生可能エネルギー電気に係る託送供給等」を「再生可能エネルギー発電設備の接続」に改め、同条を第七十六条とする。

第五十五条第一項に改め、同項第三号中「第二十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十九条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第六十五条とし、第二十八条を第

六十四条とする。

第二十七条の見出しを「(役員の解任命令)」に改め、同条中「第二十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第二十六条を第六十二条とし、第二十一条から第二十五までを三十六条ずつ繰り下げる。

第二十条第二項第三号中「電気事業者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者」に改め、同条を第五十五条第一項に改め、同条を第五十三条とし、第四章中同条の前

(指定の基準)

第四十一条 経済産業大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、入札業務の実施の方法その他の事項についての入札業務の実施に関する計画が、入札業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の入札業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

四 入札業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって入札業務が不公正になるおそれがないものであること。

(入札業務規程)

第四十二条 指定入札機関は、入札業務に関する規程(以下「入札業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五十三条 指定入札機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第四十七条 指定入札機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第四十八条 経済産業大臣は、指定入札機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第四十二条第一項の認可を受けた入札業務規程に違反する行為をしたとき、又は入札業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定入札機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(適合命令等)

第四十九条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)に適合しなかつたと認めるときは、指定入札機関に対し、同条各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十四条 指定入札機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(帳簿)

第四十五条 指定入札機関は、帳簿を備え、入札業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第五十条 経済産業大臣は、指定入札機関が第

四十二条第三号に適合しなくなつたときは、

指定期を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定入札機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取

り消し、又は期間を定めて入札業務の全部若

しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十条第二号に該当するに至つたと

き。

二 第四十二条第一項の認可を受けた入札業

務規程によらないで入札業務を行つたと

き。

三 第四十二条第三項、第四十八条又は前条

の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

（経済産業大臣による入札業務の実施等）

第五十一条 経済産業大臣は、指定入札機関が

第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若

しくは一部を休止したとき、前条第二項の規

定により指定入札機関に対し入札業務の全部若

しくは一部の停止を命じたとき、又は指定

入札機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定入札機関が第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は前条の規定により経済産業大臣が指定入札機関の

指定を取り消す場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（公示）

第五十二条 経済産業大臣は、次の場合には、

その旨を官報に公示しなければならない。

一 指定をしたとき。

二 第四十四条の許可をしたとき。

三 第五十条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により入札業務の全

部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により、経済産業大臣

が入札業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つて入札

業務の全部若しくは一部を行わないことと

するとき。

（指定入札機関がした処分等に係る審査請求）

第五十三条 指定入札機関が行う入札業務に係

る処分又はその不作為について不服がある者

は、経済産業大臣に對し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第六十九号第二十五条第三項並びに第四十七条並び

に第四十九条第三項の規定の適用について

は、指定入札機関の上級行政庁とみなす。

（規定の適用等）

第五十四条 指定入札機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第

四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「指定入札機関」とす

る。

2 前項の規定により読み替えて適用する第七

条第九項の規定により指定入札機関に納めら

れた手数料は、指定入札機関の収入とする。

第二節 費用負担調整機関

第十八条中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、第三章中同条を第三十八条第一項に改め、第二章中「第十九条第二項」を「第三十七条第一項」に、「第十六条の」を「第三十六条の」に改め、同条第二項中「電気事業者が」を「小売電気事業者等が」に改め、同条第三項中「電気事業者を」を「小売電気事業者等」に、「特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量、第十七条第一項」を「小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量に関する事項、第三十七条第一項」に、「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第十七条第一項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に、「第十四条第一項」に改め、同条第二項に「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第三項を第三十二条とする。

第十六条中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第三十六条とする。

第十五条中「電気の使用者に供給した電気の量」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

小売電気事業者等は、経済産業省令で定めることにより、電気の使用者に供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第十五条を第三十五条规定とする。

第十四条第一項、第三項及び第四項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第三十四条とする。

第十三条第一項中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十二条第一項中「第十九条第二項」を「第五十五条第二項」に、「電気事業者」を「小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第三十一条とする。

第十二条第一項中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第九条中「特定契約ごとの」を削り、「に掲げる額」を「から第四号までに掲げる額の合計額」に改め、「の合計額を削り、同条第一号中

「調達した」を「調達する」に改め、「(一)」の下に「。第三十二条第四項及び第三十五条第二項において同じ」を、「額」の下に「の合計額」を加え、同条第二号中「基づき」の下に「調達する」を

この場合において、同項中「電気事業者」とあるのは、「次条第一項に規定する小売電気事業者等」と読み替えるものとする。

第十三条を第三十三条规定とする。

第十二条第一項中「電気事業者」を「小売電気

再生可能エネルギー電気の「を「を使用した」に、「の発電」を「を自ら発電し、又は調達する」としたならばその発電に改め、同条に次の二号を加える。

三 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

第九条を第二十九条とする。

第八条第一項中「第十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「が電気の使用者に供給する電気の量に占める」を「における」に、「基づき調達する」を「基づく」に、「量の割合」を「調達」に改め、「の不均衡」及び「(第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条 第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。)」を削り、同条第二項中「第十一一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十八条」を「第三十八条」に改め、同条第二十八条规定とする。

第三章 電気事業者における費用負担の調整

第五条から第七条までを削る。

第四条第一項中「特定供給者から」を「自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電気的に接続し、又は接続しようとする認定事業者から」に改め、「(当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経

済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、特定供給者が電

気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電

気を調達することを約する契約をいう。以下同じ。」を削り、第二章中同条を第十六条とし、同条の次に次の四条及び一節を加える。

(再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務)

第十七条 電気事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一 卸電力取引市場(電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第十九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号及び第二十九条第三号において同じ。)における売買取引に

より供給する方法

二 小売電気事業者(電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいふ。以下同じ。)又は登録特定送配電事業者(同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいふ。以下同じ。)

に対し、その行う小売供給(同法第二条第二項第一号に規定する小売供給をいう。第二十条第一項において同じ。)の用に供する電気として供給する方法

三 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準が卸電力取引市場における電力の売買取引の価格の水準と同程度のものであること。

二 電気事業者並びに小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能エネルギー電気の供給に關して知り得た認定期間内に特定の者に對して不当な差別的取扱いをし、同項の基準に従つて供給し、又は使用しないと認めるときは、当該電気事業者に対する料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能

べきことを命ずることができる。

(再生可能エネルギー電気卸供給約款)

第十八条 電気事業者は、前条第一項第二号に掲げる方法による供給(以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。)に係る料金その他

の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 電気事業者は、前項の規定による届出をして再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行つてはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

三 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に關して知り得た認定期間内に特定の者に對して不当な差別的取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に

不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき

に、特定の者に對し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に

不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能

エネルギー電気卸供給約款により再生可能

エネルギー電気卸供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこ

と。

五 電気事業者は、第一項の規定により再生可

能エネルギー電気卸供給約款の届出をしたと

きは、経済産業省令で定めるところにより、

その再生可能エネルギー電気卸供給約款を公

表しなければならない。

(禁止行為等)

第十九条 一般送配電事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネ

ルギー電気の供給に關して知り得た認定期

間内に特定の者に對して不当な差別的取扱いを

し、若しくは利益を与え、又は不当に

不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える

こと。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネ

ルギー電気を供給し、又は使用するとき

に、特定の者に對し、不當に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に

不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える

こと。

三 特定契約に基づき調達する再生可能エネ

ルギー電気の供給に關して知り得た認定期

間内に特定の者に對して不当な差別的取扱いを

し、若しくは利益を与え、又は不当に

不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える

こと。

四 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能

エネルギー電気卸供給約款により再生可能

平成二十八年五月十二日 衆議院会議録第三十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四二

送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給の業務の用に供する目的のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するときに、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 経済産業大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、電気事業者に対して、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の円滑な利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気の利用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第五節 電力・ガス取引監視等委員会（意見の聴取）

第二十一条 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合に、

は、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）の意見を聽かなければならぬ。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（勧告）

第二十二条 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとした措置について報告を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第二十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができること。

（権限の委任）

第二十六条 経済産業大臣は、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限第

二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に對し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に

基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限を経済産業局長に委任することができる。

5 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第二十七条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定により行う報告の命令（前条第四項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

2 第二節 入札の実施等  
（入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定）

第四条 経済産業大臣は、供給することができると認められる再生可能エネルギー電気の一キロワット当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限（第十八条第二項ただし書の規定に限る。）を委員会に委任す

る。委員会は、前項の規定による委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定

5	前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。
	(入札実施指針)

5	第五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(以下「入札実施指針」という。)を定めなければならない。
2	入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等 二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量(第七条第三項及び第五項において「入札量」という。) 三 入札の参加者の資格に関する基準 四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項 五 供給価格の額の上限額(第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」といいう。) 六 入札に基づく調達価格の額の決定の方法 七 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達期間 八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限 九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項
3	経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネル
7	第七条 経済産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者

6	ギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しそ他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。
4	経済産業大臣は、入札の実施後、速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。
5	前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。
2	(入札実施指針)
6	経済産業大臣は、前項の規定により入札に施される入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならぬ。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。
5	経済産業大臣は、入札実施指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち供給価格上限額については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないことができる。
6	経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針(第二項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。)を国会に報告しなければならない。
7	第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。 (再生可能エネルギー発電事業計画の提出)

7	のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。
2	経済産業大臣は、入札の実施に際して、入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。
3	経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもつて落札者として決定するものとする。
4	経済産業大臣は、入札において、同価の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定するものとする。
5	前二項の場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力との合計の出力の量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかつたものとする。
6	経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に係る電気の使用者の利益の確保を図るために、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかつたものとする。
7	経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業(以下「再生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」といいう。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

平成二十八年五月十二日 衆議院会議録第三十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四四

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号口において同じ。)の氏名

三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

七 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。

3 絏済産業大臣は、第三項の規定による申請があつたときは、その変更後のもの。以

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 法人であつて、その役員のうちにイに該当する者があるもの

ハ 再生可能エネルギー発電設備が第四条第五項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ 第六条の規定により提出された再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業省令で定める重要な事項の変更がないこと。

3 認定事業者は、前条第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前条第三項(第五号イ及びハを除く。)から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

5 前条第五項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止の届出)

ハ 申請者が第七条第七項の規定による通知を受けた者であること。

4 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、第三項の規定をしたとき

3 経済産業省令で定めるところにより、当

該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるものを公表するものとする。

6 経済産業大臣は、第三項第一号の経済産業省令(発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)

第十一条 認定事業者は、前条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならぬ。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(再生可能エネルギー発電事業計画の変更等)

第十二条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(改善命令)

第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の失効)

第十四条 第九条第三項の認定(第十一条第一項の変更の認定を含む。次条において同じ。)は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を行つていないと。

二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

四 第四節 電気事業者の義務等

5 経済産業大臣は、第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以

下「認定計画」という。に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

ギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

六 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

七 第十二条 経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

八 第十三条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を行つていないと。

二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

四 第四節 電気事業者の義務等

五 経済産業大臣は、第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以

九条までを削る。

附則第十条第一項中「東日本大震災」の下に



再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る同法第十六条第一項の規定により支払を請求することができる賦課金の額については、なお従前の例による。

## (特定契約に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に締結されている再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第四条第一項の特定契約(以下「旧特定契約」という。)は、その契約の期間が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新特定契約」という。)とみなす。

前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第二条第一項に規定する電気事業者(以下「旧電気事業者」という。)は、その契約の期間が終了するまでの間は、新法第二条第一項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、新法第二十八条、第二十九条第一号及び第二号、第三十条、第三十二条第二項及び第四項、第三十五条第一項、第五十五条第二項第二号、第五十六条第二項第三号、第七十六条第一項、第五項及び第六項、第八十五条第一号、第三号及び第四号並びに第八十七条の規定を適用する。この場合において、新法第二十九条中「から第四号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「に掲げる額」とする。

## (特定供給者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する接続をしている旧法第二条第二項に規定する特定供給者(以下「旧特定供給者」という。)及び旧法第五条第一項に規定する接続を

することについて同項に規定する一般送配電事業者等(以下「旧一般送配電事業者等」という。)の同意を得ている旧特定供給者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

## 2 前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者(当該旧特定供給者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気(旧法第二条第二項の再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。)の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとみなされる。)は、経済産業省令で定める期間内に新法第九条第三項各号に掲げる事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三条 第二項の認定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧接続請求者(当該旧接続請求者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとみなされる。)の同意を得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

## 2 前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う。

同項の期間内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

## 4 前条第二項の規定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧接続請求者(当該旧接続請求者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものとみなされる。)について準用する。

第七条 附則第四条第一項、第五条第三項及び前条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う。

設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限る。)について準用する。

## 2 前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う。

第八条 施行日前に旧電気事業者が旧特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の交付については、なお従前の例によること。

## 2 前項の規定により特定旧接続請求者が引き続き旧接続請求を行う場合には、当該旧接続請求及びこれに係る特定旧接続請求者の旧認定について、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

第九条 施行日前に旧電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金の納付については、なお従前の例による。

## 3 第一条 施行日前に旧電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金の請求については、なお従前の例による。

(賦課金に関する経過措置)

## 4 附則第四条第二項の規定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる特定旧接続請求者は、当該旧接続請求について、同項の期間内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

## 2 前項の規定により定められた調達価格等は、施行日において、新法第二条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十二条 経済産業大臣は、施行日前に、新法第三条(第十項及び第十一項を除く。)の規定の例により、平成二十九年度に係る同条第一項に規定する調達価格及び調達期間(次項において「調達価格等」という。)を定めなければならない。

## 3 第一条 第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

第十三条 経済産業大臣は、施行日前において、新法第四条(第五項を除く。)及び第五条(第

2 前項の規定により旧接続請求者が引き続き行接続請求を行なう場合は、当該旧接続請求及びこれに係る旧接続請求者の旧認定については、旧接続請求者を除く。)は、当該旧認定を受けた日の翌日から起算して九月間は、施行日以後ができる。

3 第一条の規定により旧接続請求者が引き続き旧接続請求を行う場合には、当該旧接続請求及びこれに係る特定旧接続請求者の旧認定について、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

4 附則第四条第二項の規定は、前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる特定旧接続請求者は、当該旧接続請求について、同項の期間内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により定められた調達価格等は、施行日において、新法第二条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十三条 経済産業大臣は、施行日前において、新法第四条(第五項を除く。)及び第五条(第

七項を除く。)の規定の例により、新法第四条第一項の規定による指定及び新法第五条第一項の規定による入札実施指針(同項に規定する入札実施指針をいう。次項において同じ。)の策定をすることができる。

2

前項の規定により指定された再生可能エネルギー発電設備の区分等(新法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。)及びこれに係る入札実施指針は、施行日において、それぞれ新法第四条第一項の規定により指定され、及び新法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

第十四条 新法第七条第十項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前において、新法第三十九条から第四十一条まで、第四十二条第一項及び第二項、第四十七条並びに第五十二条第一号の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により行つた行為は、施行日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第十五条 新法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例により、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九条第三項から第五項までの規定の例により、その認定をることができる。この場合において、その認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画は、施行日において、同条第三項の認定を受けたものとみなす。

第十六条 新法第二条第一項に規定する電気事業者は、施行日前においても、新法第十八条第一項の規定の例により、再生可能エネルギー電気供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ること

ができる。

2 前項の規定による届出をした電気事業者は、同項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気供給約款により難い特別の事情がある場合には、施行日前においても、新法第十八

条第二項ただし書の規定の例により、再生可能エネルギー電気供給に係る料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

3 第一項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気供給約款又は前項の規定による承認を受けた料金その他の供給条件は、施行日ににおいて、新法第十八条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

第十七条 経済産業大臣は、施行日前に、新法第三十二条第二項の規定の例により、平成二十九年度に係る同条第一項の納付金単価を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規

定については、当該各規定

により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法

律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後三年を経過

した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 本案は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため、再生可能エネルギー固定価買取制度に関する、発電事業者の事業計画を認定する制度の創設、買取価格の決定方法の見直し、電力多消費事業者に対する賦課金減免制度の見直し、再生可能エネルギー電気の買取義務者の変更等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

3 本案は、再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号第四条の二)に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」と改め、同条第二項中「電気事業法等の一部を改正する等の法律第十四条を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十二条」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改め、同条第二項中「電気事業法等の一部を改正する等の法律第十四条を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十二条」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十九条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。

(政令への委任)

第二十条 政府は、この法律の施行後三年を経過

して、なお従前の例による。

(理由)

最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業組みを導入すること。

1 発電事業者の事業計画を認定する制度の創設

発電事業者の事業計画について、その実施可能性(系統接続の確保等)や内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に認定を行う制度を創設するとともに、発電事業者が認定された事業計画に従つて事業を実施していない等の場合に、経済産業大臣の改善命令・認定取消しを可能とすること。

2 買取価格の決定方法の見直し

数年先の買取価格をあらかじめ決定できること。

中長期的な買取価格の目標を設定すること。

また、入札による買取価格の決定が需要家の負担軽減に有効と認められる場合に、入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みを導入すること。

## 3 電力多消費事業者に対する賦課金減免制度の見直し

電力多消費事業者に対する賦課金減免制度について、減免の要件及び減免率の見直しを行い、事業の種類や省エネエネルギー化の取組状況に応じた減免率の設定を可能とすること。

## 4 再生可能エネルギー電気の買取義務者の変更

再生可能エネルギー電気の買取義務者を、小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更すること。

## 5 経過措置

既に再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業を実施している発電事業者等（接続契約締結済みの案件を含む）には、現行の買取価格等を維持し、新制度での認定を受けたものとみなすとともに、認定取得後接続契約締結に至っていない未稼働案件には、原則として新制度での認定取得を求めるうこと。

## 6 電気事業法等について、所要の改正を行うこと。

この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を見直し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十八年度工エネルギー対策特別会計予算に一億円が計上されている。右報告する。

## 平成二十八年五月十一日

衆議院議長 高木美智代

〔別紙〕

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 再生可能エネルギーについて、国民負担を抑制しつつ、持続的かつ最大限の導入を進めていくとともに、中長期的には固定価格買取制度に依存しない自立的な導入を目指すため、既存の再生可能エネルギー発電設備の高効率化・低コスト化や、新たな再生可能エネルギー源利用に向けた技術開発・実用化支援、更には規制改革等の環境整備に総合的に取り組むこと。また、今後のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標の見直しに当たっては、こうした取組の成果を的確に反映すること。

二 入札の実施については、経済産業大臣の判断基準を明らかにし、調達価格等算定期委員会で入札が適当と判断するに至った審議経過を明らかにするとともに、まずは対象を大規模太陽光発電に限定し、入札の効果に関する検証を行った上で、その結果を公表すること。また、地域主体の事業者など幅広い事業者が入札することができるよう運用の工夫を行うこと。

三 我国の国際競争力の強化を図る観点から、電力多消費産業への賦課金減免制度を確実に維持し、真に必要な産業が現行と同様の措置を受けられるよう制度設計を行うこと。

四 再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を担保するため、既に運転開始している案件も含め、地方自治体とも連携しつつ、安全規制や立地規制などの他法令の遵守の徹底や認定情報の公開に取り組むこと。特に、太陽光発電設備については、安全上の問題に対処するため、認定

基準や関係法令の遵守状況等の観点で不適切な事業者に対しては認定の取消等、厳正に対処すること。また、安全管理上の事故が発生している太陽光発電設備の保安規制については、公衆安全並びに作業安全を確保する観点から強化を図ること。

五 風力や地熱、中小水力、バイオマスといったリードタイムの長い電源については、導入が十分に進んでいないことから、実態を踏まえた上で、複数年度にわたる買取価格の設定を行うとともに、環境アセスメントの短縮化などの規制改革、送配電事業者への系統接続の早期化などを図ること。

六 電力系統の整備のあり方や費用負担については、系統整備コストの負担に留意しつつ、諸外国の取組を参考に更なる検討を行っていくこと。さらに、再生可能エネルギーの効率的な導入の観点から、地域間連系線運用ルールの見直しや系統利用情報の随時開示も含めた更なる開示等の検討を行うこと。また、系統への接続について、経済産業省と電力広域的運営推進機関が適切な監視を行うとともに、再生可能エネルギー発電事業者に対する不当な接続拒否が発生しないよう基準を明確化すること。

七 再生可能エネルギー発電事業者の予見可能性を確保する観点から、国が出力制御の運用についての考え方を示すとともに、出力制御の状況について監視し、適切な情報開示を行うこと。

八 再生可能エネルギーの最大限導入に加え、分散型エネルギーの導入促進や地域活性化への貢献の観点から、再生可能エネルギー熱、未利用熱の利用への支援や、自治体による分散型エネルギー・システムの構築に向けた取組の支援を抜本的に強化すること。

九 新たな認定制度への移行に当たって、旧認定の取消や失効を含めた認定判断はすべて政府の責任において行うものであることに鑑み、関係事業者及び国民各層に対し、改正内容の説明を行なうこと。

丁寧に行なうこと。また、買取義務者の変更に当たっては、経過措置により新旧制度が併存されることに伴う関係事業者の負担に配慮すること。

十 今後の固定価格買取制度の詳細設計や運用に当たっては、公平な競争環境の確保を図るとともに、再生可能エネルギーの増加と電力安定供給の確保を両立するため、調整電源の固定費回収等の課題について検討を進めること。

一一 二〇一九年十一月以後に買取期間が終了する住宅用太陽光電源については、当該電源が、エネルギー供給の一翼を担う自立した電源として長期安定的な発電を継続していくことができるように、必要な措置の検討を進めるここと。

一二 今後の再生可能エネルギーの導入拡大の下で、エネルギー間の公平な競争環境を確保する観点から、再生可能エネルギーの導入がエネルギー自給率の向上や環境負荷の低減など国民全体の利益につながる点を勘案し、電気の使用者のみが費用を負担するのではなく、広く負担することも含め費用負担の在り方等について検討を進めること。

十三 本制度を導入した諸外国においても、近年は課題が顕在化する都度、適宜、制度見直しを行うことで国情に応じた再生可能エネルギーの支援制度になるよう努めており、我が国においてもエネルギー・ミックスの達成状況も確認しながら、不斷の検証を行い、必要に応じた見直しを行うこと。